

福岡県医発第1164号(地)

平成19年 10月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

再審査の終了した医薬品を薬理作用に基づいて適応外投与した場合は、いわゆる昭和55年通知(昭和55年9月3日付け保発第51号)に基づいて、審査委員会の医学的判断によって保険適用される取扱いとなっております。(別紙3参照)

今般、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)において、医薬品の適応外使用事例につき審査上認める47例が取りまとめられ、厚生労働省保険局医療課長から当該事例が妥当適切なものであると示された旨、日本医師会より別紙1のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

薬効薬理作用に基づいた医薬品の投与を認めることにつきましては、平成17年4月に都道府県医師会社会保険担当理事並びに日本医師会疑義解釈委員会において、適応外使用の具体例を収集し、そのデータを厚生労働省に提示して解決を求めています。(**「レセプトのオンライン請求について」**(平成19年3月29日付け日医発第1253号)(別紙5参照))

厚生労働省から検討を付託された支払基金におきましては、当該具体例の選別作業が行われてきたところでありますが、支払基金が設置している「審査情報提供検討委員会」において検討が行われ、検討結果が取りまとめられたことを受け、平成19年9月21日付け保医発第0921001号として、厚生労働省保険局医療課長から、「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」が発出され、厚生労働省として当該検討結果は妥当適切なものと考えているとの見解が示されたものであります。(別紙2参照)

今回示されました医薬品適応外使用の事例は47例であります、今後とも、

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



審査情報提供検討委員会を重ね提供事例を逐次拡充することとなっております。

なお、医療課長通知「別添」の支払基金審査情報提供検討委員会による審査情報提供において、「本提供事例1～47は、審査情報提供事例の通番では48～94に該当する。」との記載がありますが、審査情報提供事例の通番の1～94につきましては別紙4のとおりであり、これは支払基金のホームページにてすでに公開されております。

(<http://www.ssk.or.jp/sinsa/index.html>)

本件につきましては、本会ホームページの会員専用中郡市医師会宛文書に掲載しております。

日医発第 609 号（保 120）
平成 19 年 9 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
唐 澤 祥 人

医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

再審査の終了した医薬品を薬理作用に基づいて適応外投与した場合は、いわゆる昭和 55 年通知（昭和 55 年 9 月 3 日付け保発第 51 号）に基づいて、審査委員会の医学的判断によって保険適用される取扱いとなっております。

今般、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）において、医薬品の適応外使用事例につき審査上認める 47 例が取りまとめられ、厚生労働省保険局医療課長から当該事例が妥当適切なものである旨示されましたので、ご連絡申し上げます。

先般、「レセプトのオンライン請求について」（平成 19 年 3 月 29 日付け日医発第 1253 号）によりご連絡申し上げましたように、薬効薬理作用に基づいた医薬品の投与を認めることにつきましては、平成 17 年 4 月に都道府県医師会社会保険担当理事並びに本会疑義解釈委員会のご協力の下、適応外使用の具体例を収集し、そのデータを厚生労働省に提示して解決を求めておりました。

厚生労働省から検討を付託された支払基金におきましては、当該具体例の選別作業を行ってきたところでありますが、支払基金が設置している「審査情報提供検討委員会」において検討が行われ、検討結果が取りまとめられたことを受け、平成 19 年 9 月 21 日付け保医発第 0921001 号として、厚生労働省保険局医療課長から、「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」が発出され、厚生労働省として当該検討結果は妥当適切なものと考えているとの見解が示されたものであります。

今回示されました医薬品適応外使用の事例は 47 例であります。今後とも、審査情報提供検討委員会を重ね提供事例を逐次拡充することとなっております。

なお、医療課長通知「別添」の支払基金審査情報提供検討委員会による審査情報提供

において、「本提供事例 1～47 は、審査情報提供事例の通番では 48～94 に該当する。」との記載がありますが、審査情報提供事例の通番の 1～94 につきましては参考資料の「2.」のとおりであり、これは支払基金のホームページにてすでに公開されているところであります。

(<http://www.ssk.or.jp/sinsa/index.html>)

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「医療保険」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

(平 19. 9. 21 保医発第 0921001 号厚生労働省保険局医療課長通知)

〔別添〕審査情報提供（社会保険診療報酬支払基金 審査情報提供委員会）

(参考資料)

1. 保険診療における医薬品の取扱いについて

(昭 55. 9. 3 保発第 51 号厚生省保険局長通知（社会保険診療報酬支払基金理事長宛）)

2. 審査情報提供事例について（平成 19 年 9 月）

(支払基金ホームページにて公開 <http://www.ssk.or.jp/sinsa/index.html>)

※ 本資料は今回示された医薬品の適応外使用に係る事例 47 例を含む通番 1～94 となっており、添付資料「1.」の〔別添〕に掲げる事例 1～47 は通番の 48～94 に該当します。

保医発第0921001号

平成19年9月21日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

保険診療における医薬品の取扱いについては、厚生労働大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量（以下「効能効果等」という。）によることとされているところであるが、「保険診療における医薬品の取扱いについて（昭和55年9月3日付保発第51号厚生省保険局長通知）」により、有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用報告義務期間又は再審査の終了した医薬品をいう。）が薬理作用に基づき処方された場合には、診療報酬明細書の医薬品の審査に当たり、学術的に正しく、また、全国統一的な対応が求められているところである。

これを踏まえ、今般、当該効能効果等の適応外使用の事例について、社会保険診療報酬支払基金が設置している「審査情報提供検討委員会」において検討が行われ、別添のとおり検討結果が取りまとめられたところである。

厚生労働省としては、当該検討結果は妥当適切なものと考えているので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

別 添

審 査 情 報 提 供

社会保険診療報酬支払基金 審査情報提供検討委員会

<http://www.ssk.or.jp>

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしました。

このため平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」を設置し、以後、情報提供事例の検討を重ねるとともに、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、審査情報提供検討委員会を重ね提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意ください。

平成19年9月

審査情報提供事例

(本提供事例1～47は、審査情報提供事例の通番で48～94に該当する。)

<薬剤>

- 1 平成19年9月21日新規 原則として、「アメジニウムメチル硫酸塩」を「起立性調節障害」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 2 平成19年9月21日新規 原則として、「アドレナリン」を心停止時の心拍再開のため、1回1mg静注（反復投与）した場合、審査上認める。
- 3 平成19年9月21日新規 原則として、「チクロピジン塩酸塩」を「冠動脈ステント留置後の血栓予防」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 4 平成19年9月21日新規 原則として、「カルバマゼピン」を「抗痙攣薬の神経因性疼痛、各種神経原性疼痛、がん性疼痛」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 5 平成19年9月21日新規 原則として、「ドパミン塩酸塩」を「麻酔時の昇圧、乏尿等の急性循環不全の前状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 6 平成19年9月21日新規 原則として、「ジアゼパム」を「新生児痙攣、鎮静」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 7 平成19年9月21日新規 原則として、「メチルフェニデート塩酸塩」を「AD/HD（注意欠陥多動性障害）、自閉症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 8 平成19年9月21日新規 原則として、「ジソピラミド」を「小児の頻脈性不整脈」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 9 平成19年9月21日新規 原則として、「スピロノラクトン」を「腎性尿崩症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 10 平成19年9月21日新規 原則として、「ヒドロクロチアジド」を「腎性尿崩症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 11 平成19年9月21日新規 原則として、「エナラプリルマレイン酸塩」を「小児の高血圧、小児の心不全」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 12 平成19年9月21日新規 原則として、外用の「イソソルビド硝酸エステル」を「心不全」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 13 平成19年9月21日新規 原則として、「アメジニウムメチル硫酸塩」を「小児の起立性調節障害」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 14 平成19年9月21日新規 原則として、「ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム」を「循環系ショック状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 15 平成19年9月21日新規 原則として、「ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム」を「循環系ショック状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 16 平成19年9月21日新規 原則として、「ファモチジン」を「胃食道逆流現象」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 17 平成19年9月21日新規 原則として、「チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物」を「ビタミンB1依存性根糖尿病、ビルビン酸脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 18 平成19年9月21日新規 原則として、「シアノコバラミン」を「ビタミンB12依存性メチルマロン酸血症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 19 平成19年9月21日新規 原則として、「リボフラビン」を「ビタミンB2依存性マルチプルアシルCoA脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 20 平成19年9月21日新規 原則として、「ビオチン」を「ビオチン依存性マルチプルカルボキシラーゼ欠損症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 21 平成19年9月21日新規 原則として、「サブプロテリン塩酸塩」を「BH4反応性フェニルアラニン水酸化酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 22 平成19年9月21日新規 原則として、内服用「アシクロビル」を「水痘」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 23 平成19年9月21日新規 原則として、内服用「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス感染症である「ヘルペス性歯肉口内炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 24 平成19年9月21日新規 原則として、注射用「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス感染症である「ヘルペス性歯肉口内炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 25 平成19年9月21日新規 原則として、「人免疫グロブリン」を麻疹、A型肝炎、ポリオの予防及び症状の軽減のため「低出生体重児、新生児」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 26 平成19年9月21日新規 原則として、「クロタミトン」を「疥癬」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 27 平成19年9月21日新規 原則として、「メコバラミン」を「ベル麻痺、突発性難聴、反回神経麻痺」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 28 平成19年9月21日新規 原則として、「ヘパリンナトリウム」を「抗リン脂質抗体症候群合併妊娠」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 29 平成19年9月21日新規 原則として、「ドキシソルピシン塩酸塩」を「卵巣癌」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 30 平成19年9月21日新規 原則として、「エトポシド」を「卵巣癌」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 31 平成19年9月21日新規 原則として、「カルボプラチン」を「子宮体癌」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 32 平成19年9月21日新規 原則として、「スルタミシリントシル酸塩水和物」を「手術創などの二次感染、顎炎、顎骨周囲蜂巣炎」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 33 平成19年9月21日新規 原則として、「アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム」を「皮膚軟部組織感染症、髄膜炎」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 34 平成19年9月21日新規 原則として、「リファンピシン」を「非結核性抗酸菌症」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 35 平成19年9月21日新規 原則として、「スルファメトキサゾール・トリメトプリム」を「ニューモシスチス肺炎」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 36 平成19年9月21日新規 原則として、「トレミフェンクエン酸塩」を「閉経前乳癌」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 37 平成19年9月21日新規 原則として、「トロンビン」を「内視鏡生検時出血」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 38 平成19年9月21日新規 原則として、「アセチルコリン塩化物」を「術中の迅速な縮瞳」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 39 平成19年9月21日新規 原則として、内服用又は注射用の「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス又は水痘・帯状疱疹ウイルス感染症である「角膜ヘルペス、角膜内皮炎、桐沢型ぶどう膜炎」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 40 平成19年9月21日新規 原則として、「フルコナゾール」を「真菌性角膜炎、アカントアメーバ角膜炎又は真菌による重篤な眼感染症に対する注射液の局所使用（点眼、結膜下注射、硝子体内注射、眼内灌流）又は全身使用」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 41 平成19年9月21日新規 原則として、「ミリモスチム」を「骨髓不全症候群に伴う好中球減少」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 42 平成19年9月21日新規 原則として、「ブスルファン」を「造血幹細胞移植前処置」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 43 平成19年9月21日新規 原則として、「ヒドロキシカルバミド」を「真性赤血球増多症、本態性血小板血症、慢性骨髓単球性白血病」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 44 平成19年9月21日新規 原則として、「エノシタピン」を「骨髓異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 45 平成19年9月21日新規 原則として、「ダウノルビシン塩酸塩」を「骨髓異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 46 平成19年9月21日新規 原則として、「イダルビシン塩酸塩」を「骨髓異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 47 平成19年9月21日新規 原則として、「ミトキサントロン塩酸塩」を「骨髓異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

1 アメジニウムメチル硫酸塩①（循環器科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
低血圧治療剤（219）
- 成分名
アメジニウムメチル硫酸塩（メチル硫酸アメジニウム）【内服薬】
- 主な製品名
リズミック錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
本態性低血圧、起立性低血圧、透析施行時の血圧低下の改善
- 薬理作用
昇圧作用
- 使用例
原則として、「アメジニウムメチル硫酸塩」を「起立性調節障害」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
起立性低血圧と起立性調節障害は、同様の疾患概念であり、薬理作用が同様と推定される。

2 アドレナリン（循環器科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
副腎髄質ホルモン（245）
- 成分名
アドレナリン【注射薬】
- 主な製品名
ボスミン注
- 承認されている効能・効果
 - ① 次の疾患に基づく気管支痙攣の緩解：気管支喘息、百日咳
 - ② 各種疾患もしくは状態に伴う急性低血圧又はショック時の補助治療
 - ③ 局所麻酔薬の作用延長
 - ④ 手術時の局所出血の予防と治療
 - ⑤ 心停止の補助治療
(※蘇生など緊急時の用法・用量は、通常成人0.25mgを超えない量を生理食塩液などで希釈し、できるだけゆっくりと静注する。なお、必要があれば5～15分ごとにくりかえす。)
 - ⑥ 虹彩毛様体炎時における虹彩癒着の防止
- 薬理作用
交感神経興奮作用
- 使用例
原則として、「アドレナリン」を心停止時の心拍再開のため、1回1mg静注（反復投与）した場合、審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
救急蘇生法の指針（日本版救急蘇生ガイドライン）において心停止時のアドレナリン静脈投与は、1回1mg3～5分間隔で追加投与するとされている。

3 チクロピジン塩酸塩（循環器科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗血小板剤（339）
- 成分名
チクロピジン塩酸塩（塩酸チクロピジン）【内服薬】
- 主な製品名
パナルジン細粒、パナルジン錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 血管手術及び血液体外循環に伴う血栓・塞栓の治療並びに血流障害の改善
 - ② 慢性動脈閉塞症に伴う潰瘍、疼痛及び冷感等の阻血性諸症状の改善
 - ③ 虚血性脳血管障害（一過性脳虚血発作（TIA）、脳梗塞）に伴う血栓・塞栓の治療
 - ④ クモ膜下出血術後の脳血管攣縮に伴う血流障害の改善
- 薬理作用
血小板凝集抑制作用
- 使用例
原則として、「チクロピジン塩酸塩」を「冠動脈ステント留置後の血栓予防」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
承認された効能効果に血管手術及び血液体外循環に伴う血栓・塞栓の治療並びに血流障害の改善の記載があり、薬理作用が同様と推定される。

4 カルバマゼピン（麻酔科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
向精神作用性てんかん・躁状態治療剤（113）
- 成分名
カルバマゼピン【内服薬】
- 主な製品名
テグレトール細粒、テグレトール錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 精神運動発作、てんかん性格及びてんかんに伴う精神障害、てんかんの痙攣発作：強直間代発作（全般痙攣発作、大発作）
 - ② 躁病、躁うつ病の躁状態、統合失調症の興奮状態
 - ③ 三叉神経痛
- 薬理作用
抗痙攣作用、抗興奮作用
- 使用例
原則として、「カルバマゼピン」を「抗痙攣薬の神経因性疼痛、各種神経原性疼痛、がん性疼痛」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
三叉神経痛などの神経因性疼痛に対して有効であり、薬理作用が同様と推定される。

5 ドパミン塩酸塩（麻酔科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
急性循環不全改善薬（211）
- 成分名
ドパミン塩酸塩（塩酸ドパミン）【注射薬】
- 主な製品名
イノバン注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 急性循環不全（心原性ショック、出血性ショック）
 - ② 次のような急性循環不全状態に使用する：(1)無尿、乏尿や利尿剤で利尿が得られない状態、(2)脈拍数の増加した状態、(3)他の強心・昇圧剤により副作用が認められたり、好ましい反応が得られない状態
- 薬理作用
カテコラミン作用
- 使用例
原則として、「ドパミン塩酸塩」を「麻酔時の昇圧、乏尿等の急性循環不全の前状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

6 ジアゼパム（小児科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
マイナートランキライザー（112）
- 成分名
ジアゼパム【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
ホリゾン錠、ホリゾン散、ホリゾン注射液、セルシン錠、セルシン散、セルシン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ＜内服＞
 - ① 神経症における不安・緊張・抑うつ
 - ② うつ病における不安・緊張
 - ③ 心身症（消化器疾患、循環器疾患、自律神経失調症、更年期障害、腰痛症、頸肩腕症候群）における身体的症候並びに不安・緊張・抑うつ
 - ④ 次の疾患における筋緊張の軽減：脳脊髄疾患に伴う筋痙攣・疼痛
 - ⑤ 麻酔前投薬
 - ＜注射＞
 - ① 神経症における不安・緊張・抑うつ
 - ② 次の疾患及び状態における不安・緊張・抑うつ軽減：麻酔前、麻酔導入時、麻酔中、術後、アルコール依存症の禁断（離脱）症状、分娩時
 - ③ 次の状態における痙攣の抑制：てんかん様重積状態、有機リン中毒*）、カーバマゼート中毒（*は、一部の製品のみ）
- 薬理作用
鎮静作用、抗不安作用、抗痙攣作用、筋弛緩作用、自律神経安定化作用
- 使用例
原則として、「ジアゼパム」を「新生児痙攣、鎮静」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、乳児には慎重投与、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

7 メチルフェニデート塩酸塩（小児科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
中枢神経興奮剤（117）
- 成分名
メチルフェニデート塩酸塩（塩酸メチルフェニデート）【内服薬】
- 主な製品名
リタリン散、リタリン錠
- 承認されている効能・効果
 - ① ナルコレプシー
 - ② 抗うつ薬で効果不十分な次の疾患に対する抗うつ薬との併用：難治性うつ病、遷延性うつ病
- 薬理作用
中枢興奮作用、自発運動亢進作用
- 使用例
原則として、「メチルフェニデート塩酸塩」を「AD/HD（注意欠陥多動性障害）、自閉症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、6歳未満の幼児に対しては原則禁忌と記載があることに留意して使用されるべきものであること。

8 ジソピラミド（小児科3）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

不整脈治療剤（212）

○ 成分名

ジソピラミド【内服薬・注射薬】

○ 主な製品名

リスモダンカプセル、リスモダンR錠、リスモダンP静注、他後発品あり

○ 承認されている効能・効果

＜錠＞

次の状態で他の抗不整脈薬が使用できないか、又は無効の場合：頻脈性不整脈

＜カプセル＞

次の状態で他の抗不整脈薬が使用できないか、又は無効の場合：期外収縮、発作性上室性頻脈、心房細動

＜注射＞

緊急治療を要する次の不整脈：期外収縮（上室性、心室性）、発作性頻拍（上室性、心室性）、発作性心房細・粗動

○ 薬理作用

不整脈抑制作用

○ 使用例

原則として、「ジソピラミド」を「小児の頻脈性不整脈」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

○ 留意事項

使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

9 スピロノラクトン（小児科4）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗アルドステロン性利尿降圧剤（213）
- 成分名
スピロノラクトン【内服薬】
- 主な製品名
アルダクトンA細粒、アルダクトンA錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 高血圧症（本態性、腎性等）
 - ② 心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、特発性浮腫、悪性腫瘍に伴う浮腫及び腹水、栄養失調性浮腫
 - ③ 原発性アルドステロン症の診断及び症状の改善
- 薬理作用
抗アルドステロン作用
- 使用例
原則として、「スピロノラクトン」を「腎性尿崩症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、乳児には慎重投与、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

10 ヒドロクロロチアジド（小児科5）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
チアジド系降圧利尿剤（213）
- **成分名**
ヒドロクロロチアジド【内服薬】
- **主な製品名**
ダイクロトライド錠、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
高血圧症（本態性、腎性等）、悪性高血圧症、心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、月経前緊張症、薬剤（副腎皮質ホルモン、フェニルブタゾン等）による浮腫
- **薬理作用**
降圧利尿作用
- **使用例**
原則として、「ヒドロクロロチアジド」を「腎性尿崩症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。
- **留意事項**
使用上の注意において、乳児は電解質バランスがくずれやすいため慎重投与と記載があることに留意して使用されるべきものであること。

11 エナラプリルマレイン酸塩（小児科6）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
ACE阻害剤（214）
- 成分名
エナラプリルマレイン酸塩（マレイン酸エナラプリル）【内服薬】
- 主な製品名
レニベース錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 本態性高血圧症、腎性高血圧症、腎欠陥性高血圧症、悪性高血圧症
 - ② 次の状態で、ジギタリス製剤、利尿剤等の基礎治療剤を投与しても十分な効果が認められない場合：慢性心不全（軽症～中等症）
- 薬理作用
アンギオテンシン変換酵素阻害作用
- 使用例
原則として、「エナラプリルマレイン酸塩」を「小児の高血圧、小児の心不全」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

1 2 イソソルビド硝酸エステル（小児科 7）

《平成 1 9 年 9 月 2 1 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
冠動脈拡張剤（2 1 7）
- 成分名
イソソルビド硝酸エステル（硝酸イソソルビド）【外用薬】
- 主な製品名
フランドルテープ、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
狭心症、心筋梗塞（急性期を除く）、その他の虚血性心疾患
- 薬理作用
血管拡張作用
- 使用例
原則として、外用の「イソソルビド硝酸エステル」を「心不全」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

13 アメジニウムメチル硫酸塩②（小児科8）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
低血圧治療剤（219）
- 成分名
アメジニウムメチル硫酸塩（メチル硫酸アメジニウム）【内服薬】
- 主な製品名
リズミック錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
本態性低血圧、起立性低血圧、透析施行時の血圧低下の改善
- 薬理作用
昇圧作用
- 使用例
原則として、「アメジニウムメチル硫酸塩」を「小児の起立性調節障害」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
起立性低血圧と起立性調節障害は、同様の疾患概念であり、薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、乳児及び幼児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

14 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム（小児科9）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
副腎皮質ホルモン（245）
- **成分名**
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム（コハク酸ヒドロコルチゾンナトリウム）【注射薬】
- **主な製品名**
ソルコーテフ、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
急性循環不全（出血性ショック、外傷性ショック）及びショック様状態における救急
- **薬理作用**
副腎皮質不全補償作用
- **使用例**
原則として、「ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム」を「循環系ショック状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。
- **留意事項**
使用上の注意において、小児等の発育抑制が現れることがあること、また、小児等へ長期投与した場合に頭蓋内圧亢進症状が現れることがあると記載があることに留意して使用されるべきものであること。

15 ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム（小児科10）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
副腎皮質ホルモン（245）
- 成分名
ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム（リン酸ヒドロコルチゾンナトリウム）【注射薬】
- 主な製品名
水溶性ハイドロコートン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
外科的ショック及びショック様状態における救急、又は術中術後のショック
- 薬理作用
副腎皮質不全補償作用
- 使用例
原則として、「ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム」を「循環系ショック状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、小児等の発育抑制が現れることがあること、また、小児等へ長期投与した場合に頭蓋内圧亢進症状が現れることがあると記載があることに留意して使用されるべきものであること。

16 ファモチジン（小児科11）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
H₂受容体拮抗剤（232）
- 成分名
ファモチジン【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
ガスター散、ガスター錠、ガスターD錠、ガスター注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ＜内服＞
 - ① 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、吻合部潰瘍、上部消化管出血（消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による）、逆流性食道炎、Zollinger-Ellison 症候群
 - ② 次の疾患の胃粘膜病変（びらん、出血、発赤、浮腫）の改善：急性胃炎、慢性胃炎の急性増悪期
 - ＜注射＞
 - ① 上部消化管出血（消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による）、Zollinger-Ellison 症候群
 - ② 侵襲ストレス（手術後に集中管理を必要とする大手術、集中治療を必要とする脳血管障害・頭部外傷・多臓器不全・広範囲熱傷）による上部消化管出血の抑制
 - ③ 麻酔前投薬
- 薬理作用
胃酸及びペプシン分泌抑制作用
- 使用例
原則として、「ファモチジン」を「胃食道逆流現象」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
胃食道逆流現象は、食道粘膜障害を発生し逆流性食道炎、Zollinger-Ellison 症候群と同様であることから、薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

17 チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物（小児科12）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

ビタミンB₁（312）

○ 成分名

チアミン塩化物塩酸塩（塩酸チアミン）【内服薬・注射薬】

チアミン硝化物（硝酸チアミン）【内服薬】

○ 主な製品名

- ・ チアミン塩化物：塩酸チアミン散、塩酸チアミン注射液
- ・ チアミン硝化物：硝酸チアミン

○ 承認されている効能・効果

＜内服・注射＞

- ① ビタミンB₁欠乏症の予防及び治療
- ② ビタミンB₁の需要が増大し食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、甲状腺機能亢進症、妊産婦、授乳婦、激しい肉体労働時等）
- ③ ウエルニッケ脳炎
- ④ 脚気衝心
- ⑤ 次の疾患のうち、ビタミンB₁の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：神経痛、筋肉痛、関節痛、末梢神経炎・末梢神経麻痺、心筋代謝障害（なお、⑤の効能・効果に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）

○ 薬理作用

補酵素作用

○ 使用例

原則として、「チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物」を「ビタミンB₁依存性楓糖尿症、ビルビン酸脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

ビタミンB₁依存性楓糖尿症、ビルビン酸脱水素酵素異常症は、ビタミンB₁依存性の代謝障害である。

○ 留意事項

確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

18 シアノコバラミン（小児科13）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
ビタミンB₁₂（313）
- 成分名
シアノコバラミン【注射薬】
- 主な製品名
シアノコバラミン注射液
- 承認されている効能・効果
 - ① ビタミンB₁₂欠乏症の予防及び治療
 - ② ビタミンB₁₂の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、甲状腺機能亢進症、妊産婦、授乳婦等）
 - ③ 巨赤芽球性貧血
 - ④ 広節裂頭条虫症
 - ⑤ 悪性貧血に伴う神経障害
 - ⑥ 吸収不全症候群（スプルー等）
 - ⑦ 次の疾患のうち、ビタミンB₁₂の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：栄養性及び妊娠性貧血、胃切除後の貧血、肝障害に伴う貧血、放射線による白血球減少症、神経痛、末梢神経炎（なお、⑦の適応（効能又は効果）に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）
- 薬理作用
補酵素作用
- 使用例
原則として、「シアノコバラミン」を「ビタミンB₁₂依存性メチルマロン酸血症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
ビタミンB₁₂依存性メチルマロン酸血症は、ビタミンB₁₂依存性の代謝障害である。
- 留意事項
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

19 リボフラビン（小児科14）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

ビタミンB₂（313）

○ 成分名

リボフラビン【内服薬】、リボフラビンリン酸エステルナトリウム（リン酸リボフラビンナトリウム）【注射薬】

○ 主な製品名

- ・ リボフラビン：リボフラビン散
- ・ リン酸リボフラビンナトリウム：リン酸リボフラビンナトリウム注射液

○ 承認されている効能・効果

＜内服・注射＞

- ① ビタミンB₂欠乏症の予防及び治療
- ② ビタミンB₂の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、妊産婦、授乳婦、激しい肉体労働時等）
- ③ 次の疾患のうち、ビタミンB₂の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：(1)口角炎、(2)口唇炎、舌炎、肛門周囲及び陰部びらん、(3)急・慢性湿疹、脂漏性湿疹、(4)ペラグラ、(5)尋常性痤瘡、酒さ、(6)日光皮膚炎、(7)結膜炎、(8)びまん性表層角膜炎（なお、③の適応に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）

○ 薬理作用

補酵素作用

○ 使用例

原則として、「リボフラビン」を「ビタミンB₂依存性マルチプルアシルC○A脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

ビタミンB₂依存性マルチプルアシルC○A脱水素酵素異常症は、ビタミンB₂依存性の代謝障害である。

○ 留意事項

確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

20 ビオチン（小児科15）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
ビタミンH（319）
- 成分名
ビオチン【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
ビオチン散、ビオチン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
＜内服・注射＞
急・慢性湿疹、小児湿疹、接触皮膚炎、脂漏性湿疹、尋常性痤瘡
- 薬理作用
補酵素作用
- 使用例
原則として、「ビオチン」を「ビオチン依存性マルチプルカルボキシラーゼ欠損症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
ビオチンは、カルボキシ化反応に必須の補酵素である。
- 留意事項
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

21 サプロプロテリン塩酸塩（小児科16）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
天然型テトラヒドロビオプテリン（399）
- **成分名**
サプロプロテリン塩酸塩（塩酸サプロプロテリン）【内服薬】
- **主な製品名**
ビオプテン顆粒
- **承認されている効能・効果**
ジヒドロビオプテリン合成酵素欠損、ジヒドロプテリジン還元酵素欠損に基づく高フェニルアラニン血症（異型高フェニルアラニン血症）における血清フェニルアラニン値の低下
- **薬理作用**
フェニルアラニン代謝作用
- **使用例**
原則として、「サプロプロテリン塩酸塩」を「BH₄反応性フェニルアラニン水酸化酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
BH₄反応性フェニルアラニン水酸化酵素異常症に必須の補酵素である。
- **留意事項**
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

22 アシクロビル①（小児科17）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗ウイルス剤（625）
- 成分名
アシクロビル【内服薬】
- 主な製品名
ゾビラックス錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 単純疱疹
 - ② 骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制
 - ③ 帯状疱疹
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、内服用「アシクロビル」を「水痘」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
水痘は帯状疱疹と同じ「水痘帯状疱疹ウイルス」による疾患であり、アシクロビルと薬理作用は同じである。
- 留意事項
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

23 アシクロビル②（小児科18）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗ウイルス剤（625）
- 成分名
アシクロビル【内服薬】
- 主な製品名
ゾビラックス顆粒、ゾビラックス錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 単純疱疹
 - ② 骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制
 - ③ 帯状疱疹
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、内服用「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス感染症である「ヘルペス性歯肉口内炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
「ヘルペス性歯肉口内炎」は、単純ヘルペスウイルス感染症である。
- 留意事項
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

24 アシクロビル③（小児科19）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗ウイルス剤（625）
- 成分名
アシクロビル【注射薬】
- 主な製品名
ゾビラックス点滴静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルスに起因する次の感染症：免疫機能の低下した患者（悪性腫瘍・自己免疫疾患など）に発症した単純疱疹・水痘・帯状疱疹、脳炎・髄膜炎
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、注射用「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス感染症である「ヘルペス性歯肉口内炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
「ヘルペス性歯肉口内炎」は、単純ヘルペスウイルス感染症である。
- 留意事項
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

25 人免疫グロブリン（小児科20）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
血液成分製剤（634）
- 成分名
人免疫グロブリン【注射薬】
- 主な製品名
ガンマグロブリン
- 承認されている効能・効果
 - ① 無又は低ガンマグロブリン血症
 - ② 次のウイルス性疾患の予防及び症状の軽減：麻疹、A型肝炎、ポリオ
- 薬理作用
抗体活性作用
- 使用例
原則として、「人免疫グロブリン」を麻疹、A型肝炎、ポリオの予防及び症状の軽減のため「低出生体重児、新生児」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、筋肉内注射にあたっては組織神経への影響を避けるため同一部位への反復注射は行わないこと、また、低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児には特に注意することと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

26 クロタミトン（皮膚科1）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
鎮痒剤（264）
- **成分名**
クロタミトン【外用薬】
- **主な製品名**
オイラックス、クロタミトン軟膏
- **承認されている効能・効果**
湿疹、蕁麻疹、神経皮膚炎、皮膚そう痒症、小児ストロフルス
- **薬理作用**
抗炎症作用、鎮痒作用
- **使用例**
原則として、「クロタミトン」を「疥癬」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。

27 メコバラミン（気道食道1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
末梢性神経障害治療剤（313）
- 成分名
メコバラミン【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
メチコパール注射液、バンコミンS注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ＜細粒・錠＞
末梢神経障害
 - ＜注射液＞
 - ① 末梢神経障害
 - ② ビタミンB12欠乏による巨赤芽球性貧血
- 薬理作用
補酵素作用
- 使用例
原則として、「メコバラミン」を「ベル麻痺、突発性難聴、反回神経麻痺」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
注射液の使用については、急性期であることなど、必要な限度内とする。

28 ヘパリンナトリウム（産婦人科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
血液凝固阻止剤（333）
- 成分名
ヘパリンナトリウム【注射薬】
- 主な製品名
ヘパリンナトリウム注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 汎発性血管内血液凝固症候群の治療
 - ② 血液透析・人工心肺その他の体外循環装置使用時の血液凝固の防止
 - ③ 血管カテーテル挿入時の血液凝固の防止
 - ④ 輸血及び血液検査の際の血液凝固の防止
 - ⑤ 血栓塞栓症（静脈血栓症、心筋硬塞症、肺塞栓症、脳塞栓症、四肢動脈血栓塞栓症、手術中・術後の血栓塞栓症等）の治療及び予防
- 薬理作用
血液凝固阻害作用
- 使用例
原則として、「ヘパリンナトリウム」を「抗リン脂質抗体症候群合併妊娠」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

29 ドキソルビシン塩酸塩（産婦人科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（423）
- 成分名
ドキソルビシン塩酸塩（塩酸ドキソルビシン）【注射薬】
- 主な製品名
アドリアシン注
- 承認されている効能・効果
 - ① 通常療法
 - (1) 次の諸症の自覚的及び他覚的症状の緩解：悪性リンパ腫（細網肉腫、リンパ肉腫、ホジキン病）、肺癌、消化器癌（胃癌、胆のう・胆管癌、膵臓癌、肝癌、結腸癌、直腸癌等）、乳癌、膀胱腫瘍、骨肉腫
 - (2) 次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：乳癌（手術可能例における術前、あるいは術後化学療法）、子宮体癌（術後化学療法、転移・再発時化学療法）、悪性骨・軟部腫瘍、悪性骨腫瘍、多発性骨髄腫、小児悪性固形腫瘍（ユーイング肉腫ファミリー腫瘍、横紋筋肉腫、神経芽腫、網膜芽腫、肝芽腫、腎芽腫等）
 - ② M-VAC療法：尿路上皮癌
- 薬理作用
DNA合成及びRNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「ドキソルビシン塩酸塩」を「卵巣癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

30 エトボシド（産婦人科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗悪性腫瘍剤（424）
- 成分名
エトボシド【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
ベプシドS、ラステットS、ベプシド注、ラステット注
- 承認されている効能・効果
 - ＜カプセル＞
肺小細胞癌、悪性リンパ腫、子宮頸癌
 - ＜注射＞
肺小細胞癌、悪性リンパ腫、急性白血病、睾丸腫瘍、膀胱癌、絨毛性疾患、胚細胞腫瘍（精巣腫瘍、卵巣腫瘍、性腺外腫瘍）以下の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：小児悪性固形腫瘍（ユーイング肉腫ファミリー腫瘍、横紋筋肉腫、神経芽腫、網膜芽腫、肝芽腫その他肝原発悪性腫瘍、腎芽腫その他腎原発悪性腫瘍等）
- 薬理作用
細胞分裂阻害作用
- 使用例
原則として、「エトボシド」を「卵巣癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

3 1 カルボプラチン（産婦人科4）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗悪性腫瘍白金錯化合物（429）
- 成分名
カルボプラチン【注射薬】
- 主な製品名
パラプラチン注射液、注射用パラプラチン、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 頭頸部癌、肺小細胞癌、睾丸腫瘍、卵巣癌、子宮頸癌、悪性リンパ腫、非小細胞肺癌
 - ② 次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：小児悪性固形腫瘍（神経芽腫・網膜芽腫・肝芽腫・中枢神経系胚細胞腫瘍、再発又は難治性のユーイング肉腫ファミリー腫瘍・腎芽腫）
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「カルボプラチン」を「子宮体癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

3 2 スルタミシリントシル酸塩水和物（感染症1）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

合成ペニシリン製剤（613）

○ 成分名

スルタミシリントシル酸塩水和物（トシル酸スルタミシリン）【内服薬】

○ 主な製品名

ユナシン錠、ユナシン細粒小児用

○ 承認されている効能・効果

＜錠＞

〈適応菌種〉 スルバクタム／アンピシリンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、大腸菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌

〈適 応 症〉 表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性膿皮症、咽頭・喉頭炎、扁桃炎、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、淋菌感染症、子宮内感染、涙囊炎、角膜炎（角膜潰瘍を含む）、中耳炎、副鼻腔炎

＜細粒＞

〈適応菌種〉 スルバクタム／アンピシリンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、大腸菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌

〈適 応 症〉 表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性膿皮症、咽頭・喉頭炎、扁桃炎、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、中耳炎、副鼻腔炎

○ 薬理作用

グラム陽性・陰性菌抗菌作用

○ 使用例

原則として、「スルタミシリントシル酸塩水和物」を「手術創などの二次感染、顎炎、顎骨周囲蜂巣炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

3 3 アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム（感染症 2）

《平成 1 9 年 9 月 2 1 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
 β -ラクタマーゼ阻害剤配合抗生物質（6 1 3）
- 成分名
アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム【注射薬】
- 主な製品名
ユナシン S 静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - <適応菌種>
本剤に感性のブドウ球菌属、大腸菌、プロテウス属、インフルエンザ菌
 - <適応症>
肺炎、肺膿瘍、膀胱炎、腹膜炎
- 薬理作用
グラム陽性・陰性菌抗菌作用
- 使用例
原則として、「アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム」を「皮膚軟部組織感染症、髄膜炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

3 4 リファンピシン（感染症 3）

《平成 1 9 年 9 月 2 1 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗結核・抗ハンセン病抗生物質（6 1 6）
- 成分名
リファンピシン（R F P）【内服薬】
- 主な製品名
リマクタンカプセル、リファジンカプセル、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ＜適応菌種＞
本剤に感性の結核菌、らい菌
 - ＜適応症＞
肺結核及びその他の結核症、ハンセン病
- 薬理作用
結核菌抗菌作用
- 使用例
原則として、「リファンピシン」を「非結核性抗酸菌症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用（細菌のRNA合成阻害による抗菌作用）が同様と推定される。
- 留意事項
非結核性抗酸菌症においてリファンピシンは、抗菌剤使用ガイドライン（日本感染症学会、日本化学療法学会）の標準的治療法の一つとして掲載されている。

35 スルファメトキサゾール・トリメトプリム（感染症4）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
合成抗菌剤（629）
- 成分名
スルファメトキサゾール・トリメトプリム（ST合剤）【内服薬】
- 主な製品名
バクタ顆粒、バクトラミン顆粒、バクタ錠、バクトラミン錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
＜適応菌種＞
スルファメトキサゾール／トリメトプリムに感性の腸球菌属、大腸菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフス菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロビデンスシア・レットゲリ、インフルエンザ菌
＜適応症＞
肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、複雑性膀胱炎、腎盂腎炎、感染性腸炎、腸チフス、パラチフス
- 薬理作用
グラム陰性菌抗菌作用及び葉酸合成阻害作用
- 使用例
原則として、「スルファメトキサゾール・トリメトプリム」を「ニューモシスチス肺炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用（ニューモシスチスカリニーに対する葉酸合成阻害）が同様と推定される。

3 6 トレミフェンクエン酸塩（外科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
乳癌治療剤（429）
- 成分名
トレミフェンクエン酸塩（クエン酸トレミフェン）【内服薬】
- 主な製品名
フェアストン錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
閉経後乳癌
- 薬理作用
抗エストロゲン作用
- 使用例
原則として、「トレミフェンクエン酸塩」を「閉経前乳癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

37 トロンビン（胸部外科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
局所用止血剤（332）
- 成分名
トロンビン【内服薬・外用薬】
- 主な製品名
（経口用トロンビン） 経口用トロンビン細粒、他後発品あり
（外用液） トロンビン液モチダソフトボトル、他後発品あり
（外用末） トロンビン
（経口・外用液） 献血トロンビン経口・外用剤
- 承認されている効能・効果
通常の結果によって止血困難な小血管、毛細血管及び実質臓器からの出血
（例えば、外傷に伴う出血、手術中の出血、骨性出血、膀胱出血、抜歯後の出血、鼻出血及び上部消化管からの出血等）
（※ 経口用トロンビン細粒のみ、上部消化管出血）
- 薬理作用
血液凝固作用
- 使用例
原則として、「トロンビン」を「内視鏡生検時出血」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

3 8 アセチルコリン塩化物（眼科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
副交感神経興奮剤（123）
- 成分名
アセチルコリン塩化物（塩化アセチルコリン）【注射薬】
- 主な製品名
オビソート注射用、ノイコリンエー
- 承認されている効能・効果
＜オビソート注射用＞
麻酔後の腸管麻痺、消化管機能低下のみられる急性胃拡張、円形脱毛症
＜ノイコリンエー＞
腰痛、肩こり
- 薬理作用
副交感神経興奮作用
- 使用例
原則として、「アセチルコリン塩化物」を「術中の迅速な縮瞳」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

39 アシクロビル④（眼科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗ウイルス剤（625）
- 成分名
アシクロビル【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
ゾビラックス顆粒、ゾビラックス錠、ゾビラックス点滴静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ＜顆粒＞
単純疱疹、骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制、带状疱疹、水痘
 - ＜錠＞
単純疱疹、骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制、带状疱疹
 - ＜注射＞
単純ヘルペスウイルス及び水痘・带状疱疹ウイルスに起因する次の感染症：免疫機能の低下した患者（悪性腫瘍・自己免疫疾患等）に発症した単純疱疹・水痘・带状疱疹、脳炎・髄膜炎
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、内服用又は注射用の「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス又は水痘・带状疱疹ウイルス感染症である「角膜ヘルペス、角膜内皮炎、桐沢型ぶどう膜炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

40 フルコナゾール（眼科3）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
トリアゾール系抗真菌剤（629）
- **成分名**
フルコナゾール【注射】
- **主な製品名**
ジフルカン静注液、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
カンジダ属、クリプトコッカス属及びアスペルギルス属による次の感染症：真菌血症、呼吸器真菌症、消化管真菌症、尿路真菌症、真菌髄膜炎
- **薬理作用**
抗真菌作用
- **使用例**
原則として、「フルコナゾール」を「真菌性角膜炎、アcantアメーバ角膜炎又は真菌による重篤な眼感染症に対する注射液の局所使用（点眼、結膜下注射、硝子体内注射、眼内灌流）又は全身使用」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。

4 1 ミリモスチム（血液 1）

《平成 1 9 年 9 月 2 1 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
白血球減少症治療、天然 M－C S F （3 3 9）
- 成分名
ミリモスチム【注射薬】
- 主な製品名
ロイコプロール
- 承認されている効能・効果
 - ① 骨髄移植後（同種・同系）の顆粒球数増加促進
 - ② 次の疾患並びに状態における顆粒球数増加促進：(1)卵巣癌〔抗悪性腫瘍剤（シクロホスファミド水和物、ドキソルピシン、シスプラチン）を繰り返し投与することにより、顆粒球数 1000/mm³（白血球数 2000/mm³）以下が観察された顆粒球減少症〕、(2)急性骨髄性白血病：抗悪性腫瘍剤（シタラビン、エノシタビン）を投与することにより、顆粒球数 500/mm³（白血球数 1000/mm³）以下が観察された重度の顆粒球減少症
- 薬理作用
顆粒球増加作用
- 使用例
原則として、「ミリモスチム」を「骨髄不全症候群に伴う好中球減少」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

42 ブスルファン（血液2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
アルキル化剤（421）
- 成分名
ブスルファン【内服薬】
- 主な製品名
マブリン散
- 承認されている効能・効果
次の疾患の自覚的並びに他覚的症状の緩解：①慢性骨髄性白血病、②真性多血症
- 薬理作用
造血機能抑制作用
- 使用例
原則として、「ブスルファン」を「造血幹細胞移植前処置」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

4 3 ヒドロキシカルバミド（血液 3）

《平成 1 9 年 9 月 2 1 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗悪性腫瘍剤（4 2 2）
- 成分名
ヒドロキシカルバミド【内服薬】
- 主な製品名
ハイドレアカプセル
- 承認されている効能・効果
慢性骨髄性白血病
- 薬理作用
DNA 合成阻害作用
- 使用例
原則として、「ヒドロキシカルバミド」を「真性赤血球増多症、本態性血小板血症、慢性骨髄単球性白血病」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

4.4 エノシタピン（血液4）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
抗悪性腫瘍・シタラビン誘導体（422）
- **成分名**
エノシタピン【注射薬】
- **主な製品名**
注射用サンラビン
- **承認されている効能・効果**
急性白血病（慢性白血病の急性転化を含む）
- **薬理作用**
DNA合成阻害作用
- **使用例**
原則として、「エノシタピン」を「骨髓異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。

4 5 ダウノルピシン塩酸塩（血液5）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（423）
- 成分名
ダウノルピシン塩酸塩（塩酸ダウノルピシン）【内服薬】
- 主な製品名
ダウノマイシン
- 承認されている効能・効果
急性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）
- 薬理作用
DNA合成及びDNA依存RNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「ダウノルピシン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

4 6 イダルビシン塩酸塩（血液 6）

《平成 1 9 年 9 月 2 1 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（4 2 3）
- 成分名
イダルビシン塩酸塩（塩酸イダルビシン）【注射薬】
- 主な製品名
イダマイシン注
- 承認されている効能・効果
急性骨髄性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）
- 薬理作用
DNA 合成阻害作用
- 使用例
原則として、「イダルビシン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、
難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

47 ミトキサントロン塩酸塩（血液7）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
アントラキノン系抗悪性腫瘍剤（429）
- 成分名
ミトキサントロン塩酸塩（塩酸ミトキサントロン）【注射薬】
- 主な製品名
ノバントロン注
- 承認されている効能・効果
急性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）、悪性リンパ腫、乳癌、
肝細胞癌
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「ミトキサントロン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

(参考1)

保発第51号

昭和55年9月3日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生省保険局長

保険診療における医薬品の取扱いについて

保険診療における医薬品の取扱いについては、別添昭和54年8月29日付書簡の主旨に基づき、下記によるものであるので通知する。

なお、医療用医薬品については、薬理作用を重視する観点から中央薬事審議会に薬効問題小委員会が設置され、添付文書に記載されている薬理作用の内容等を充実する方向で検討が続けられているところであるので申し添える。

記

1. 保険診療における医薬品の取扱いについては、厚生大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量（以下「効能効果等」という。）によることとされているが、有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用報告義務期間又は再審査の終了した医薬品をいう。）を薬理作用に基づいて処方した場合の取扱いについては、学術上誤りなきを期し一層の適正化を図ること。
2. 診療報酬明細書の医薬品の審査に当たっては、厚生大臣の承認した効能効果等を機械的に適用することによって都道府県の間においてアンバランスを来すことのないようにすること。

(参考2)

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしました。

このため平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」を設置し、以後、情報提供事例の検討を重ねるとともに、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、審査情報提供検討委員会を重ね提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意ください。

平成19年9月

1 赤血球沈降速度測定（ESR）とC反応性蛋白（CRP定量）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、同一検体での赤血球沈降速度測定（ESR）とC反応性蛋白（CRP定量）の併施算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

ESRとCRP検査データは、通常、並行的に変化するものであるが、両者のデータの乖離（かいり）は炎症初期及び回復期等に認められる場合がある。また、血管内凝固症候群など両者の乖離（かいり）が診断のきっかけとなることもあるなど、両者の併施は有用である。

2 赤血球沈降速度測定（E S R）（高血圧症）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

初診時以外で、「高血圧症」のみの病名に対する赤血球沈降速度測定（E S R）の算定は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

「高血圧症」とE S Rは病態生理学的にみて、必然的な検査とは認められない。

3 HbA1c検査（膵臓疾患）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病若しくは糖尿病疑いの明示がなく、膵臓疾患のみの場合のHbA1c検査は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

HbA1c検査は、糖尿病の治療のコントロールを目的として実施される検査であり、「糖尿病」または「糖尿病疑い」の場合に認められる検査である。

○ 留意事項

膵臓疾患、特に慢性膵炎では糖尿病の合併が多く見られ、血糖値の平均を評価することには臨床的有用性がある。こうした場合は「糖尿病」または「糖尿病疑い」等の病名を明細書に記載することとなるが、これらの病名がない場合には、詳記等により検査をする医学的な必要性が認められる場合に限られる。

4 HbA1c検査（肝臓疾患）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病若しくは糖尿病疑いの明示がなく、肝臓疾患のみの場合のHbA1c検査は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

HbA1c検査は、糖尿病の治療のコントロールを目的として実施される検査であり、「糖尿病」または「糖尿病疑い」の場合に認められる検査である。

○ 留意事項

肝疾患、特に肝硬変等では糖尿病の合併が多く見られ、血糖値の平均を評価することには臨床的有用性がある。こうした場合は「糖尿病」または「糖尿病疑い」等の病名を明細書に記載することとなるが、これらの病名がない場合には、詳記等により検査をする医学的な必要性が認められる場合に限られる。

5 出血時間測定（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前の出血時間測定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロドューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。

活性化部分トロンボプラスチン時間測定、プロトロンビン時間測定はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間測定は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

6 プロトロンビン時間測定（心臓カテーテル法）

《平成１７年４月２５日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前のプロトロンビン時間測定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロデューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。

活性化部分トロンボプラスチン時間測定、プロトロンビン時間測定はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間測定は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

7 活性化部分トロンボプラスチン時間測定（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前の活性化部分トロンボプラスチン時間測定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロドューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。

活性化部分トロンボプラスチン時間測定、プロトロンビン時間測定はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間測定は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

8 血液ガス分析

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

急性期の呼吸不全の場合、毎日複数回の血液ガス分析の算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

急性期の呼吸不全とは、血液ガス上 $P a O_2$ の低下、 $P a C O_2$ の上昇がもたらされる状態であり、血液ガスを正常化させる呼吸管理が治療上最も重要であり、その為には複数回の血液ガス分析は必要と認められる。

○ 留意事項

1日の必要回数については、個々の病状により異なる。急性期とは、通常、1～2週間程度である。

9 T3、FT3、T4、FT4

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、T3とFT3、T4とFT4の併施は認められない。

T3およびT4、あるいはFT3およびFT4の組み合わせによる併施は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

日常の臨床の場で、甲状腺ホルモンの動向をみるためには、特定の場合を除き総甲状腺ホルモンT3、T4の測定によってのみでも可能であるが、総甲状腺ホルモン（T3やT4）は、血中ではその大部分が蛋白（TBG等）と結合した形で存在しており、実際の生体での作用は遊離系のfree T3（FT3）、free T4（FT4）濃度によって決定されることから、病態の把握には遊離ホルモンの測定がより有用となる。また、甲状腺ホルモンの総量と遊離系ホルモン量とは概ね相関して増減することから、特定の場合を除き、甲状腺ホルモンの測定は、その遊離系ホルモン量あるいは甲状腺ホルモン総量測定のいずれかによることが望ましい。

○ 留意事項

まれに、TBG異常症等でT3・T4とFT3・FT4との間に乖離（かいり）が見られることがあり、臨床的にそのようなことが想定されT3とFT3、T4とFT4の併施測定の医学的必要性が認められる場合に限り認められる。

10 梅毒脂質抗原使用検査（定性）（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査など観血的検査やP T C A施行前の梅毒脂質抗原使用検査（定性）は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

○ 留意事項

梅毒脂質抗原使用検査（定量）の算定は認められない。

1.1 HBs抗原（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査など観血的検査やPTCA施行前のHBs抗原は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

B型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

12 HCV抗体価精密測定（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査など観血的検査やPTCA施行前のHCV抗体価精密測定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

C型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

13 梅毒脂質抗原使用検査（定性）（人工腎臓実施時）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

人工腎臓実施時（初回）に梅毒脂質抗原使用検査（定性）の算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

○ 留意事項

梅毒脂質抗原使用検査（定量）の算定は認められない。

14 HBs抗原（人工腎臓実施時）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

人工腎臓実施時（初回）にHBs抗原の算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

B型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって、感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

15 HCV抗体価精密測定（人工腎臓実施時）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

人工腎臓実施時（初回）にHCV抗体価精密測定の算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

C型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって、感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

16 細菌顕微鏡検査

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、血液培養の際の検体での細菌顕微鏡検査は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

臨床的に感染症の診療に当っては、原虫類、一部のスピロヘータ類は塗抹検査でその種類を特定できるが、細菌類、真菌類の多くは培養検査の結果を待たなければならない。

また、検体塗抹検査によって菌が検出されるためには、材料中に多量の菌の存在が必要であり、化学療法の普及した今日にあっては、塗抹検査で菌の検出されることは極めて限られており、日常診療での有用性は極めて限られていると判断される。

○ 留意事項

原則として、血液培養の際の検体からの細菌顕微鏡検査は認められないが、マラリア、アメーバ赤痢等顕微鏡検査による形態学的診断が極めて重要な役割を演じる疾患であって、当該疾病を疑う医学的必要性が認められる場合は、D005-7血中微生物検査により算定する。

17 ネブライザー（気管支炎）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、気管支炎に対する喉頭及び喉頭下ネブライザーの算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

喉頭及び喉頭下ネブライザーによる吸入療法は、気管支へも到達し得るものであり、全身療法に比べ、より少量の薬剤が効率的に病変部位に達し優れた効果と安全性を両立するものであることから気管支炎に対しても有効であると認められる。

○ 留意事項

薬剤塗布の目的をもって行った加圧スプレー使用は、J098口腔・咽頭処置により算定する。

18 ネブライザー（喘息）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、喘息に対する喉頭及び喉頭下ネブライザーの算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

喉頭及び喉頭下ネブライザーによる吸入療法は、気管支へも到達し得るものであり、全身療法に比べ、より少量の薬剤が効率的に病変部位に達し優れた効果と安全性を両立するものであることから気管支炎に対しても有効であると認められる。

○ 留意事項

薬剤塗布の目的をもって行った加圧スプレー使用は、J098口腔・咽頭処置により算定する。

19 超音波ネブライザー（気管支炎）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

気管支炎に超音波ネブライザーの算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

吸入療法は、全身療法に比べ、より少量の薬剤が効率的に病変部位に達し、優れた効果と安全性を両立するものであり、気管支炎に対して有効であると認められる。

20 超音波ネブライザー（喘息）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

喘息に超音波ネブライザーの算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

吸入療法は、全身療法に比べ、より少量の薬剤が効率的に病変部位に達し、優れた効果と安全性を両立するものであり、喘息に対して有効であると認められる。

2 1 介達牽引（腰痛症）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、腰痛症に対しての介達牽引は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

腰痛症に対する介達牽引は教科書にも有効な治療法として記載されている。

○ 留意事項

原則として、腰痛症に対して介達牽引は認められるが、急性期や筋膜性腰痛症等には症状を悪化させることがあるので、事例によっては適応とならない場合もある。

2.2 消炎鎮痛処置とトリガーポイント注射

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

消炎鎮痛処置とトリガーポイント注射の併施は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

トリガーポイント注射は、圧痛点に局麻剤又は局麻剤を主剤とする薬剤を注射して疼痛の軽減を図る手技であり、一方、消炎鎮痛処置は、湿布・マッサージ・器具などを用いて患部の消炎・鎮痛を図る処置で別範疇の医療行為である。

両者ともそれぞれ有効な治療手段であり、それらの併施を過剰とする考え方は適切とはいえない。

23 真皮縫合加算（頭部）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

頭部（前額部を除く）にあつては、真皮縫合加算は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

真皮縫合は縫合痕を目立ちにくく縫う方法であり、露出部において算定可能である。頭部の被髪部位や踵部は通常縫合痕が目立つ部位ではないため、真皮縫合加算の算定は適当とはいえない。

2.4 真皮縫合加算（腫）

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

腫にあつては、真皮縫合加算は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

真皮縫合は縫合痕を目立ちにくく縫う方法であり、露出部において算定可能である。頭部の被髪部位や腫部は通常縫合痕が目立つ部位ではないため、真皮縫合加算の算定は適当とはいえない。

25 仙骨部硬膜外ブロック

《平成17年4月25日新規》

○ 取扱い

原則として、陳旧例であっても、しばしば再発、症状の増悪を繰り返す「坐骨神経痛」に対し、仙骨部硬膜外ブロックは認められる。

○ 取扱いを定めた理由

神経ブロックは坐骨神経痛に対して有効な治療手段である。

坐骨神経痛は難治性で陳旧例であっても、しばしば再発・症状の増悪を繰り返すことが多い疾患であるため、症状に応じては神経ブロックをその都度施行せざるを得ない事例がある。

26 血液ガス分析

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

原則として、症状の安定している慢性期の呼吸不全においては、毎日複数回の「血液ガス分析」の実施は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

室内気吸入時の動脈血酸素分圧（ PaO_2 ）が60Torr以下の状態が1か月以上持続する状態を慢性呼吸不全というが、慢性期の呼吸不全患者での動脈血ガス分析による経過観察は、通常1～6か月間隔で行う。在宅酸素療法の患者など症状・重症度によっては自ずから頻回の測定が必要となる場合もあり、また適宜外来等においてパルスオキシメーターによる管理も行われるが、連日複数回の「血液ガス分析」は通常の慢性呼吸不全においてはその必要性は認められない。

○ 留意事項

慢性呼吸不全の急性増悪期にあつては、連日あるいは1日に複数回の動脈血ガス分析が必要となる場合もあり、このような症例に対しては認められる。

27 リポ蛋白分画とコレステロール分画

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

原則として、リポ蛋白分画とコレステロール分画の併施は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

高脂血症は、血液中の脂質すなわち総コレステロール（T-CHO）、LDL-コレステロール（LDL-C）、HDLコレステロール（HDL-C）、トリグリセリド（TG）のうち少なくとも一つが病的範囲にある状態をいう。

日本動脈硬化学会では、高脂血症の診断基準として、T-CHO 220mg/dl以上、LDL-C 140mg/dl以上、TG 150mg/dl以上を挙げ、HDL-C 40mg/dl未満を低HDL-C血症としている。また、同学会の動脈硬化性疾患診療ガイドラインはLDL-Cを重視し、患者を冠動脈疾患の有無とLDL-C以外の主要危険因子により6カテゴリーに分け、その脂質管理目標値に従った管理を推奨している。

一方、リポ蛋白は脂質と蛋白の複合体をさし、カイロミクロン、超低比重リポ蛋白（VLDL）、低比重リポ蛋白（LDL）、高比重リポ蛋白（HDL）が含まれる。ある種の病的状態で中間比重リポ蛋白（IDL）あるいはレムナントが増加する。

従来、高脂血症の分類については、脂質代謝過程で障害されている経路や機構を把握する目的でリポ蛋白分画が測定され、Fredricksonの分類を改変したWHOの表現型分類が用いられている。

しかし、実際の臨床の間では上記の日本動脈硬化学会の基準に基づいた診療が行われている。また、リポ蛋白は脂質値（コレステロール分画）やアポ蛋白値と相関して変動することが多く、コレステロール分画についてはその測定も容易であり、その測定値でリポ蛋白の値を類推できることから、日常の高脂血症の診療はコレステロール分画測定にて足りると考えられ、原則として両検査の併施は認められない。

○ 留意事項

治療上必要となる場合は、当該理由を詳記することにより認められる場合もある。

28 梅毒脂質抗原使用検査（定性）

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡検査時における梅毒脂質抗原使用検査（定性）は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

29 HBs抗原

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡検査時におけるHBs抗原は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

B型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することがまれではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

30 HCV抗体価精密測定

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

原則として、内視鏡検査時におけるHCV抗体価精密測定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

C型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することがまれではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

31 インスリン精密測定（IRI）

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病確定後の患者に対して、インスリン精密測定（IRI）は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

糖尿病として診断されても、その型別の判断が困難である症例も見受けられる。糖尿病の病態把握、特にインスリン抵抗性を知るために、一定間隔での経過観察が必要な場合もある。

まれな病型であるが、slowly progressive I型糖尿病においては、発症初期には一見II型糖尿病のような臨床症状を呈する。

○ 留意事項

CPRとの併施は、インスリン異常症等の場合を除き原則として認められない。

インスリン治療中は認められない。

32 C-ペプチド精密測定（CPR）

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

原則として、糖尿病確定後の患者に対して、C-ペプチド精密測定（CPR）は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

糖尿病として診断されても、その型別の判断が困難である症例も見受けられる。特にインスリン抵抗性を知るために、一定間隔での経過観察が必要である。

まれな病型であるが、*slowly progressive* I型糖尿病においては、発症初期には一見II型糖尿病のような臨床症状を呈する。また、小児・若年の糖尿病においては、発病初期の場合が多く、病型の判定の困難なことがある。

○ 留意事項

I R Iとの併施は、インスリン異常症等の場合を除き原則として認められない。

3 3 真皮縫合（指）

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

指にあつては、真皮縫合加算は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

皮膚は、表面より表皮・真皮に分けられ、真皮には血管・神経（知覚神経）・筋肉（起毛筋）・皮脂腺・毛根が存在する。表在感覚（知覚）が不可欠な指において、この部分の損傷や瘢痕形成は可及的最小限にするべきであり、真皮層に瘢痕を遺残する真皮縫合はむしろ有害である。指の背側面においては、真皮層が薄く真皮縫合は手技上不可能である。指の手術に際しては、特に手掌面において知覚障害の発生を防止するとともに、極力瘢痕拘縮を残さないことが重要である。

3 4 星状神経節ブロック

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

アレルギー性鼻炎に対し、星状神経節ブロックは認められない。

○ 取扱いを定めた理由

星状神経節ブロックにより症状が緩和することは、他の疾患に併発したアレルギー性鼻炎に星状神経節ブロックを施行し、症状が改善したと経験的にいわれているところであるが、星状神経節ブロックによって鼻腔周辺の血流が増し、鼻粘膜の腫脹、鼻汁の増加をきたすことがあり、必ずしも有効とはいえない。星状神経節ブロックにより症状の改善する症例（鼻閉症例）もあるようだが、根本的な治療とは言えない。

○ 留意事項

医学的根拠に乏しいため現状では認められない。

35 神経根ブロック

《平成18年3月27日新規》

○ 取扱い

原則として、外来患者に対する、神経根ブロックの算定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

病名に〇〇〇神経根症や〇〇〇根性神経症など特定の神経根に由来する疼痛疾患（例えば、椎間板ヘルニア、脊椎狭窄症などで根性症状のあるもの）であれば、適応症として認められる。

○ 留意事項

神経根を特定して神経ブロックを行うためには、造影又は透視下に正確に神経根を特定しなければならず、こうした処置が神経根ブロックと同時に行われている必要がある。

3 6 病理組織顕微鏡検査

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、病理組織顕微鏡検査のみを施行している場合、ヘリコバクター・ピロリの除菌判定のために病理組織顕微鏡検査（鏡検法）に免疫抗体法加算は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて（平成12年10月31日保険発第180号）」に即していない。

○ 留意事項

除菌後は菌数が減るため検出しにくいこと、また雑菌が増えることがあり、その鑑別に免疫染色が必要である場合があること。

3 7 病理組織顕微鏡検査

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、病理組織顕微鏡検査のほかにヘリコバクター・ピロリ関連の検査を施行している場合、ヘリコバクター・ピロリの除菌判定のために病理組織顕微鏡検査（鏡検法）に免疫抗体法加算は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて（平成12年10月31日保険発第180号）」に即していない。

3 8 抗核抗体精密測定

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対する抗核抗体精密測定は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

膠原病・リウマチ性疾患は、多種類の自己抗体が検出されることを特徴とする全身的な疾患であり、抗核抗体精密測定は自己抗体の存在を検討する上で基本的かつ有用な検査である。

したがって、抗核抗体精密測定は、膠原病の診断を進める際に用いる検査として有用である。

39 リウマチ因子測定(RAHA)

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対するリウマチ因子測定(RAHA)は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

RAHAなどのリウマトイド因子の測定は、膠原病の代表疾患である関節リウマチ(RA)の診断に欠かせない検査であり、RAHAは抗核抗体とともに、膠原病の特徴である自己抗体の存在を検討する上で基本的な検査である。

したがって、RAHAは膠原病の診断を進める際に用いる検査として有用である。

40 血清補体価(CH50)

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対する血清補体価(CH50)は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

血清補体検査は、その病態にⅡ型・Ⅲ型アレルギー機序が関与する膠原病(全身性エリテマトーデス、クリオグロブリン血症、血管炎症候群等)では低値を示すことが一般的に知られている。

したがって、CH50は膠原病の診断を進める際に用いる血清補体検査として有用である。

4.1 抗RNP抗体精密測定

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対する抗RNP抗体精密測定は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

抗RNP抗体は、全身性エリテマトーデス(SLE)、強皮症(SSc)、多発性筋炎・皮膚筋炎(PM/DM)の重複(オーバーラップ)症候群、混合性結合組織病(MCTD)等、膠原病に広く見出される自己抗体である。しかし、抗RNP抗体は抗核抗体の一つであるため、抗核抗体精密測定において抗核抗体陽性を確認した上で、測定するのが妥当である。

○ 留意事項

抗RNP抗体は、全身性エリテマトーデス(SLE)、強皮症(SSc)、多発性筋炎・皮膚筋炎(PM/DM)の重複(オーバーラップ)症候群、混合性結合組織病(MCTD)等の診断に有用な検査である。

したがって、他の診療情報(レイノー現象、ソーセージ様手指、手指硬化症などの臨床症状、現病歴、既往症、抗核抗体陽性等)からこれらの疾患が疑われる症例については、初診時から施行することが必要な場合もある。

4.2 抗核抗体精密測定と抗DNA抗体精密測定

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対する抗核抗体精密測定と抗DNA抗体精密測定の併施は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

膠原病の特徴である自己抗体を検索する検査として、抗核抗体精密測定を実施することは妥当である。

しかし、抗DNA抗体は抗核抗体の中の一つであるため、当初から抗核抗体精密測定と抗DNA抗体精密測定を併施するのではなく、最初に抗核抗体陽性を確認した上で、抗DNA抗体を測定することが妥当である。

したがって、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対し、両者の併施は原則として認められない。

○ 留意事項

抗DNA（特にdsDNA）抗体は、膠原病の主要疾患である全身性エリテマトーデス（SLE）に特異的な自己抗体であり、診断基準の一項目（免疫学的異常）にも採用されているため、その診断には欠かせないものである。

したがって、SLEを疑わせる症状又は病名がある場合には併施が必要な場合もある。

4 3 耐糖能精密検査

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、「糖尿病疑い」の初診月に耐糖能精密検査(糖負荷試験)は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

血糖値、HbA1Cの数値により強く糖尿病が疑われる場合、負荷時におけるインスリン精密又はCペプチドの測定は、糖尿病の診断だけでなく、インスリン分泌能、インスリン初期分泌の低下、インスリン抵抗性等を同時に把握でき、病型・病態の診断や治療法の選択上必要である。

4.4 超音波検査

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、腎悪性腫瘍に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

腎癌の大半は血管の豊富な腫瘍であり診断的価値は大きい。また腎静脈、下大静脈などへの腫瘍浸潤の診断にも有用である。

○ 留意事項

原則として良性腫瘍では有用性は低い、腎血管筋脂肪腫などの血管の豊富な腫瘍では、パルスドプラ法が必要である場合がある。

4 5 超音波検査

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、尿管腫瘍に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められない。

○ 取扱いを定めた理由

尿管腫瘍は血流がほとんど存在せず、小さいので診断的価値が少ない。

○ 留意事項

原則として良性腫瘍では有用性は低いが、進行病変では診断的価値が高いことから、悪性腫瘍、血管病変では必要である場合がある。

4 6 超音波検査

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

原則として、精索静脈瘤に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

手術適応の決定の際に、精索静脈の血流状態の診断が必要である。

4 7 超音波検査

《平成19年3月16日新規》

○ 取扱い

精索及び精巣捻転症に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められる。

○ 取扱いを定めた理由

精巣温存のためには緊急手術を要する疾患であり、その手術適応の決定の際に、精巣の血行障害の診断が必要である。

48 アメジニウムメチル硫酸塩①（循環器科1）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
低血圧治療剤（219）
- **成分名**
アメジニウムメチル硫酸塩（メチル硫酸アメジニウム）【内服薬】
- **主な製品名**
リズミック錠、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
本態性低血圧、起立性低血圧、透析施行時の血圧低下の改善
- **薬理作用**
昇圧作用
- **使用例**
原則として、「アメジニウムメチル硫酸塩」を「起立性調節障害」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
起立性低血圧と起立性調節障害は、同様の疾患概念であり、薬理作用が同様と推定される。

49 アドレナリン（循環器科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
副腎髄質ホルモン（245）

- 成分名
アドレナリン【注射薬】

- 主な製品名
ボスミン注

- 承認されている効能・効果

- ① 次の疾患に基づく気管支痙攣の緩解：気管支喘息、百日咳
- ② 各種疾患もしくは状態に伴う急性低血圧又はショック時の補助治療
- ③ 局所麻酔薬の作用延長
- ④ 手術時の局所出血の予防と治療
- ⑤ 心停止の補助治療
（※蘇生など緊急時の用法・用量は、通常成人0.25mgを超えない量を生理食塩液などで希釈し、できるだけゆっくりと静注する。なお、必要があれば5～15分ごとにくりかえす。）
- ⑥ 虹彩毛様体炎時における虹彩癒着の防止

- 薬理作用
交感神経興奮作用

- 使用例
原則として、「アドレナリン」を心停止時の心拍再開のため、1回1mg静注（反復投与）した場合、審査上認める。

- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

- 留意事項
救急蘇生法の指針（日本版救急蘇生ガイドライン）において心停止時のアドレナリン静脈投与は、1回1mg3～5分間隔で追加投与するとされている。

50 チクロピジン塩酸塩（循環器科3）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

抗血小板剤（339）

○ 成分名

チクロピジン塩酸塩（塩酸チクロピジン）【内服薬】

○ 主な製品名

パナルジン細粒、パナルジン錠、他後発品あり

○ 承認されている効能・効果

- ① 血管手術及び血液体外循環に伴う血栓・塞栓の治療並びに血流障害の改善
- ② 慢性動脈閉塞症に伴う潰瘍、疼痛及び冷感等の阻血性諸症状の改善
- ③ 虚血性脳血管障害（一過性脳虚血発作（TIA）、脳梗塞）に伴う血栓・塞栓の治療
- ④ クモ膜下出血術後の脳血管攣縮に伴う血流障害の改善

○ 薬理作用

血小板凝集抑制作用

○ 使用例

原則として、「チクロピジン塩酸塩」を「冠動脈ステント留置後の血栓予防」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

承認された効能効果に血管手術及び血液体外循環に伴う血栓・塞栓の治療並びに血流障害の改善の記載があり、薬理作用が同様と推定される。

5 1 カルバマゼピン（麻酔科 1）

《平成 1 9 年 9 月 2 1 日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

向精神作用性てんかん・躁状態治療剤（1 1 3）

○ 成分名

カルバマゼピン【内服薬】

○ 主な製品名

テグレトール細粒、テグレトール錠、他後発品あり

○ 承認されている効能・効果

- ① 精神運動発作、てんかん性格及びてんかんに伴う精神障害、てんかんの痙攣発作：強直間代発作（全般痙攣発作、大発作）
- ② 躁病、躁うつ病の躁状態、統合失調症の興奮状態
- ③ 三叉神経痛

○ 薬理作用

抗痙攣作用、抗興奮作用

○ 使用例

原則として、「カルバマゼピン」を「抗痙攣薬の神経因性疼痛、各種神経原性疼痛、がん性疼痛」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

三叉神経痛などの神経因性疼痛に対して有効であり、薬理作用が同様と推定される。

52 ドパミン塩酸塩（麻酔科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
急性循環不全改善薬（211）
- 成分名
ドパミン塩酸塩（塩酸ドパミン）【注射薬】
- 主な製品名
イノバン注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 急性循環不全（心原性ショック、出血性ショック）
 - ② 次のような急性循環不全状態に使用する：(1)無尿、乏尿や利尿剤で利尿が得られない状態、(2)脈拍数の増加した状態、(3)他の強心・昇圧剤により副作用が認められたり、好ましい反応が得られない状態
- 薬理作用
カテコラミン作用
- 使用例
原則として、「ドパミン塩酸塩」を「麻酔時の昇圧、乏尿等の急性循環不全の前状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

53 ジアゼパム（小児科1）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

マイナートランキライザー（112）

○ 成分名

ジアゼパム【内服薬・注射薬】

○ 主な製品名

ホリゾン錠、ホリゾン散、ホリゾン注射液、セルシン錠、セルシン散、セルシン注射液、他後発品あり

○ 承認されている効能・効果

<内服>

- ① 神経症における不安・緊張・抑うつ
- ② うつ病における不安・緊張
- ③ 心身症（消化器疾患、循環器疾患、自律神経失調症、更年期障害、腰痛症、頸肩腕症候群）における身体的症候並びに不安・緊張・抑うつ
- ④ 次の疾患における筋緊張の軽減：脳脊髄疾患に伴う筋痙攣・疼痛
- ⑤ 麻酔前投薬

<注射>

- ① 神経症における不安・緊張・抑うつ
- ② 次の疾患及び状態における不安・緊張・抑うつの軽減：麻酔前、麻酔導入時、麻酔中、術後、アルコール依存症の禁断（離脱）症状、分娩時
- ③ 次の状態における痙攣の抑制：てんかん様重積状態、有機リン中毒*）、カーバメート中毒（*は、一部の製品のみ）

○ 薬理作用

鎮静作用、抗不安作用、抗痙攣作用、筋弛緩作用、自律神経安定化作用

○ 使用例

原則として、「ジアゼパム」を「新生児痙攣、鎮静」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

○ 留意事項

使用上の注意において、乳児には慎重投与、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

5 4 メチルフェニデート塩酸塩（小児科2）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
中枢神経興奮剤（117）
- **成分名**
メチルフェニデート塩酸塩（塩酸メチルフェニデート）【内服薬】
- **主な製品名**
リタリン散、リタリン錠
- **承認されている効能・効果**
 - ① ナルコレプシー
 - ② 抗うつ薬で効果不十分な次の疾患に対する抗うつ薬との併用：難治性うつ病、遷延性うつ病
- **薬理作用**
中枢興奮作用、自発運動亢進作用
- **使用例**
原則として、「メチルフェニデート塩酸塩」を「AD/HD（注意欠陥多動性障害）、自閉症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。
- **留意事項**
使用上の注意において、6歳未満の幼児に対しては原則禁忌と記載があることに留意して使用されるべきものであること。

55 ジソピラミド（小児科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
不整脈治療剤（212）

- 成分名
ジソピラミド【内服薬・注射薬】

- 主な製品名
リスモダンカプセル、リスモダンR錠、リスモダンP静注、他後発品あり

- 承認されている効能・効果

＜錠＞

次の状態で他の抗不整脈薬が使用できないか、又は無効の場合：頻脈性不整脈

＜カプセル＞

次の状態で他の抗不整脈薬が使用できないか、又は無効の場合：期外収縮、発作性上室性頻脈、心房細動

＜注射＞

緊急治療を要する次の不整脈：期外収縮（上室性、心室性）、発作性頻拍（上室性、心室性）、発作性心房細・粗動

- 薬理作用
不整脈抑制作用

- 使用例
原則として、「ジソピラミド」を「小児の頻脈性不整脈」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

- 留意事項
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

56 スピロノラクトン（小児科4）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
抗アルドステロン性利尿降圧剤（213）
- **成分名**
スピロノラクトン【内服薬】
- **主な製品名**
アルダクトンA細粒、アルダクトンA錠、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
 - ① 高血圧症（本態性、腎性等）
 - ② 心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、特発性浮腫、悪性腫瘍に伴う浮腫及び腹水、栄養失調性浮腫
 - ③ 原発性アルドステロン症の診断及び症状の改善
- **薬理作用**
抗アルドステロン作用
- **使用例**
原則として、「スピロノラクトン」を「腎性尿崩症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。
- **留意事項**
使用上の注意において、乳児には慎重投与、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

57 ヒドロクロロチアジド（小児科5）

《平成19年9月21日新規》

- **概略薬効（薬効コード）**
チアジド系降圧利尿剤（213）
- **成分名**
ヒドロクロロチアジド【内服薬】
- **主な製品名**
ダイクロトライド錠、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
高血圧症（本態性、腎性等）、悪性高血圧症、心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、月経前緊張症、薬剤（副腎皮質ホルモン、フェニルブタゾン等）による浮腫
- **薬理作用**
降圧利尿作用
- **使用例**
原則として、「ヒドロクロロチアジド」を「腎性尿崩症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。
- **留意事項**
使用上の注意において、乳児は電解質バランスがくずれやすいため慎重投与と記載があることに留意して使用されるべきものであること。

58 エナラプリルマレイン酸塩（小児科6）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
ACE阻害剤（214）
- 成分名
エナラプリルマレイン酸塩（マレイン酸エナラプリル）【内服薬】
- 主な製品名
レニベース錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 本態性高血圧症、腎性高血圧症、腎欠陥性高血圧症、悪性高血圧症
 - ② 次の状態で、ジギタリス製剤、利尿剤等の基礎治療剤を投与しても十分な効果が認められない場合：慢性心不全（軽症～中等症）
- 薬理作用
アンギオテンシン変換酵素阻害作用
- 使用例
原則として、「エナラプリルマレイン酸塩」を「小児の高血圧、小児の心不全」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

59 イソソルビド硝酸エステル（小児科7）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
冠動脈拡張剤（217）
- **成分名**
イソソルビド硝酸エステル（硝酸イソソルビド）【外用薬】
- **主な製品名**
フランドルテープ、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
狭心症、心筋梗塞（急性期を除く）、その他の虚血性心疾患
- **薬理作用**
血管拡張作用
- **使用例**
原則として、外用の「イソソルビド硝酸エステル」を「心不全」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。
- **留意事項**
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

60 アメジニウムメチル硫酸塩②（小児科8）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
低血圧治療剤（219）
- 成分名
アメジニウムメチル硫酸塩（メチル硫酸アメジニウム）【内服薬】
- 主な製品名
リズミック錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
本態性低血圧、起立性低血圧、透析施行時の血圧低下の改善
- 薬理作用
昇圧作用
- 使用例
原則として、「アメジニウムメチル硫酸塩」を「小児の起立性調節障害」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
起立性低血圧と起立性調節障害は、同様の疾患概念であり、薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、乳児及び幼児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

61 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム（小児科9）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
副腎皮質ホルモン（245）
- **成分名**
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム（コハク酸ヒドロコルチゾンナトリウム）【注射薬】
- **主な製品名**
ソルコーテフ、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
急性循環不全（出血性ショック、外傷性ショック）及びショック様状態における救急
- **薬理作用**
副腎皮質不全補償作用
- **使用例**
原則として、「ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム」を「循環系ショック状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。
- **留意事項**
使用上の注意において、小児等の発育抑制が現れることがあること、また、小児等へ長期投与した場合に頭蓋内圧亢進症状が現れることがあると記載があることに留意して使用されるべきものであること。

62 ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム（小児科10）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
副腎皮質ホルモン（245）
- **成分名**
ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム（リン酸ヒドロコルチゾンナトリウム）【注射薬】
- **主な製品名**
水溶性ハイドロコートン注射液、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
外科的ショック及びショック様状態における救急、又は術中術後のショック
- **薬理作用**
副腎皮質不全補償作用
- **使用例**
原則として、「ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム」を「循環系ショック状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。
- **留意事項**
使用上の注意において、小児等の発育抑制が現れることがあること、また、小児等へ長期投与した場合に頭蓋内圧亢進症状が現れることがあると記載があることに留意して使用されるべきものであること。

63 ファモチジン（小児科11）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

H₂受容体拮抗剤（232）

○ 成分名

ファモチジン【内服薬・注射薬】

○ 主な製品名

ガスター散、ガスター錠、ガスターD錠、ガスター注射液、他後発品あり

○ 承認されている効能・効果

＜内服＞

- ① 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、吻合部潰瘍、上部消化管出血（消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による）、逆流性食道炎、Zollinger-Ellison 症候群
- ② 次の疾患の胃粘膜病変（びらん、出血、発赤、浮腫）の改善：急性胃炎、慢性胃炎の急性増悪期

＜注射＞

- ① 上部消化管出血（消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による）、Zollinger-Ellison 症候群
- ② 侵襲ストレス（手術後に集中管理を必要とする大手術、集中治療を必要とする脳血管障害・頭部外傷・多臓器不全・広範囲熱傷）による上部消化管出血の抑制
- ③ 麻酔前投薬

○ 薬理作用

胃酸及びペプシン分泌抑制作用

○ 使用例

原則として、「ファモチジン」を「胃食道逆流現象」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

胃食道逆流現象は、食道粘膜障害を発生し逆流性食道炎、Zollinger-Ellison 症候群と同様であることから、薬理作用が同様と推定される。

○ 留意事項

使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

64 チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物（小児科12）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

ビタミンB₁（312）

○ 成分名

チアミン塩化物塩酸塩（塩酸チアミン）【内服薬・注射薬】

チアミン硝化物（硝酸チアミン）【内服薬】

○ 主な製品名

- ・ チアミン塩化物：塩酸チアミン散、塩酸チアミン注射液
- ・ チアミン硝化物：硝酸チアミン

○ 承認されている効能・効果

＜内服・注射＞

- ① ビタミンB₁欠乏症の予防及び治療
- ② ビタミンB₁の需要が増大し食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、甲状腺機能亢進症、妊産婦、授乳婦、激しい肉体労働時等）
- ③ ウェルニッケ脳炎
- ④ 脚気衝心
- ⑤ 次の疾患のうち、ビタミンB₁の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：神経痛、筋肉痛、関節痛、末梢神経炎・末梢神経麻痺、心筋代謝障害（なお、⑤の効能・効果に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）

○ 薬理作用

補酵素作用

○ 使用例

原則として、「チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物」を「ビタミンB₁依存性楓糖尿症、ピルビン酸脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

ビタミンB₁依存性楓糖尿症、ピルビン酸脱水素酵素異常症は、ビタミンB₁依存性の代謝障害である。

○ 留意事項

確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

65 シアノコバラミン（小児科13）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
ビタミンB₁₂（313）

- 成分名
シアノコバラミン【注射薬】

- 主な製品名
シアノコバラミン注射液

- 承認されている効能・効果

- ① ビタミンB₁₂欠乏症の予防及び治療
- ② ビタミンB₁₂の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、甲状腺機能亢進症、妊娠婦、授乳婦等）
- ③ 巨赤芽球性貧血
- ④ 広節裂頭条虫症
- ⑤ 悪性貧血に伴う神経障害
- ⑥ 吸収不全症候群（スプルー等）
- ⑦ 次の疾患のうち、ビタミンB₁₂の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：栄養性及び妊娠性貧血、胃切除後の貧血、肝障害に伴う貧血、放射線による白血球減少症、神経痛、末梢神経炎（なお、⑦の適応（効能又は効果）に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）

- 薬理作用
補酵素作用

- 使用例
原則として、「シアノコバラミン」を「ビタミンB₁₂依存性メチルマロン酸血症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 使用例において審査上認める根拠
ビタミンB₁₂依存性メチルマロン酸血症は、ビタミンB₁₂依存性の代謝障害である。

- 留意事項
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

66 リボフラビン（小児科14）

《平成19年9月21日新規》

○ 概略薬効（薬効コード）

ビタミンB₂（313）

○ 成分名

リボフラビン【内服薬】、リボフラビンリン酸エステルナトリウム（リン酸リボフラビンナトリウム）【注射薬】

○ 主な製品名

- ・ リボフラビン：リボフラビン散
- ・ リン酸リボフラビンナトリウム：リン酸リボフラビンナトリウム注射液

○ 承認されている効能・効果

＜内服・注射＞

- ① ビタミンB₂欠乏症の予防及び治療
- ② ビタミンB₂の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、妊産婦、授乳婦、激しい肉体労働時等）
- ③ 次の疾患のうち、ビタミンB₂の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：(1)口角炎、(2)口唇炎、舌炎、肛門周囲及び陰部びらん、(3)急・慢性湿疹、脂漏性湿疹、(4)ペラグラ、(5)尋常性痤瘡、酒さ、(6)日光皮膚炎、(7)結膜炎、(8)びまん性表層角膜炎（なお、③の適応に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）

○ 薬理作用

補酵素作用

○ 使用例

原則として、「リボフラビン」を「ビタミンB₂依存性マルチプルアシルC○A脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

ビタミンB₂依存性マルチプルアシルC○A脱水素酵素異常症は、ビタミンB₂依存性の代謝障害である。

○ 留意事項

確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

67 ビオチン（小児科15）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
ビタミンH（319）
- 成分名
ビオチン【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
ビオチン散、ビオチン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
＜内服・注射＞
急・慢性湿疹、小児湿疹、接触皮膚炎、脂漏性湿疹、尋常性痤瘡
- 薬理作用
補酵素作用
- 使用例
原則として、「ビオチン」を「ビオチン依存性マルチプルカルボキシラーゼ欠損症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
ビオチンは、カルボキシル化反応に必須の補酵素である。
- 留意事項
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

68 サプロプロテリン塩酸塩（小児科16）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
天然型テトラヒドロビオプロテリン（399）
- 成分名
サプロプロテリン塩酸塩（塩酸サプロプロテリン）【内服薬】
- 主な製品名
ビオプテン顆粒
- 承認されている効能・効果
ジヒドロビオプロテリン合成酵素欠損、ジヒドロプロテリジン還元酵素欠損に基づく高フェニルアラニン血症（異型高フェニルアラニン血症）における血清フェニルアラニン値の低下
- 薬理作用
フェニルアラニン代謝作用
- 使用例
原則として、「サプロプロテリン塩酸塩」を「BH₄反応性フェニルアラニン水酸化酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
BH₄反応性フェニルアラニン水酸化酵素異常症に必須の補酵素である。
- 留意事項
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

69 アシクロビル①（小児科17）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗ウイルス剤（625）
- 成分名
アシクロビル【内服薬】
- 主な製品名
ゾビラックス錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 単純疱疹
 - ② 骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制
 - ③ 帯状疱疹
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、内服用「アシクロビル」を「水痘」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
水痘は帯状疱疹と同じ「水痘帯状疱疹ウイルス」による疾患であり、アシクロビルと薬理作用は同じである。
- 留意事項
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

70 アシクロビル②（小児科18）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗ウイルス剤（625）
- 成分名
アシクロビル【内服薬】
- 主な製品名
ゾビラックス顆粒、ゾビラックス錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ① 単純疱疹
 - ② 骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制
 - ③ 帯状疱疹
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、内服用「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス感染症である「ヘルペス性歯肉口内炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
「ヘルペス性歯肉口内炎」は、単純ヘルペスウイルス感染症である。
- 留意事項
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

71 アシクロビル③（小児科19）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗ウイルス剤（625）
- 成分名
アシクロビル【注射薬】
- 主な製品名
ゾビラックス点滴静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルスに起因する次の感染症：免疫機能の低下した患者（悪性腫瘍・自己免疫疾患など）に発症した単純疱疹・水痘・帯状疱疹、脳炎・髄膜炎
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、注射用「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス感染症である「ヘルペス性歯肉口内炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
「ヘルペス性歯肉口内炎」は、単純ヘルペスウイルス感染症である。
- 留意事項
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

72 人免疫グロブリン（小児科20）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
血液成分製剤（634）
- 成分名
人免疫グロブリン【注射薬】
- 主な製品名
ガンマグロブリン
- 承認されている効能・効果
 - ① 無又は低ガンマグロブリン血症
 - ② 次のウイルス性疾患の予防及び症状の軽減：麻疹、A型肝炎、ポリオ
- 薬理作用
抗体活性作用
- 使用例
原則として、「人免疫グロブリン」を麻疹、A型肝炎、ポリオの予防及び症状の軽減のため「低出生体重児、新生児」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
使用上の注意において、筋肉内注射にあたっては組織神経への影響を避けるため同一部位への反復注射は行わないこと、また、低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児には特に注意することと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

73 クロタミトン（皮膚科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
鎮痒剤（264）
- 成分名
クロタミトン【外用薬】
- 主な製品名
オイラックス、クロタミトン軟膏
- 承認されている効能・効果
湿疹、蕁麻疹、神経皮膚炎、皮膚そう痒症、小児ストロフルス
- 薬理作用
抗炎症作用、鎮痒作用
- 使用例
原則として、「クロタミトン」を「疥癬」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

7.4 メコバラミン（気道食道1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
末梢性神経障害治療剤（313）
- 成分名
メコバラミン【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
メチコバル注射液、バンコミンS注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - ＜細粒・錠＞
末梢神経障害
 - ＜注射液＞
 - ① 末梢神経障害
 - ② ビタミンB12欠乏による巨赤芽球性貧血
- 薬理作用
補酵素作用
- 使用例
原則として、「メコバラミン」を「ベル麻痺、突発性難聴、反回神経麻痺」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項
注射液の使用については、急性期であることなど、必要な限度内とする。

75 ヘパリンナトリウム（産婦人科1）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
血液凝固阻止剤（333）
- **成分名**
ヘパリンナトリウム【注射薬】
- **主な製品名**
ヘパリンナトリウム注、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
 - ① 汎発性血管内血液凝固症候群の治療
 - ② 血液透析・人工心肺その他の体外循環装置使用時の血液凝固の防止
 - ③ 血管カテーテル挿入時の血液凝固の防止
 - ④ 輸血及び血液検査の際の血液凝固の防止
 - ⑤ 血栓塞栓症（静脈血栓症、心筋硬塞症、肺塞栓症、脳塞栓症、四肢動脈血栓塞栓症、手術中・術後の血栓塞栓症等）の治療及び予防
- **薬理作用**
血液凝固阻害作用
- **使用例**
原則として、「ヘパリンナトリウム」を「抗リン脂質抗体症候群合併妊娠」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。

76 ドキソルビシン塩酸塩（産婦人科2）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（423）

○ 成分名

ドキソルビシン塩酸塩（塩酸ドキソルビシン）【注射薬】

○ 主な製品名

アドリアシン注

○ 承認されている効能・効果

① 通常療法

- (1) 次の諸症の自覚的及び他覚的症状の緩解：悪性リンパ腫（細網肉腫、リンパ肉腫、ホジキン病）、肺癌、消化器癌（胃癌、胆のう・胆管癌、膵臓癌、肝癌、結腸癌、直腸癌等）、乳癌、膀胱腫瘍、骨肉腫
- (2) 次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：乳癌（手術可能例における術前、あるいは術後化学療法）、子宮体癌（術後化学療法、転移・再発時化学療法）、悪性骨・軟部腫瘍、悪性骨腫瘍、多発性骨髄腫、小児悪性固形腫瘍（ユーイング肉腫ファミリー腫瘍、横紋筋肉腫、神経芽腫、網膜芽腫、肝芽腫、腎芽腫等）

② M-VAC療法：尿路上皮癌

○ 薬理作用

DNA合成及びRNA合成阻害作用

○ 使用例

原則として、「ドキソルビシン塩酸塩」を「卵巣癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

77 エトポシド（産婦人科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗悪性腫瘍剤（424）
- 成分名
エトポシド【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
ベプシドS、ラステットS、ベプシド注、ラステット注
- 承認されている効能・効果
 - <カプセル>
肺小細胞癌、悪性リンパ腫、子宮頸癌
 - <注射>
肺小細胞癌、悪性リンパ腫、急性白血病、睾丸腫瘍、膀胱癌、絨毛性疾患、胚細胞腫瘍（精巣腫瘍、卵巣腫瘍、性腺外腫瘍）以下の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：小児悪性固形腫瘍（ユーイング肉腫ファミリー腫瘍、横紋筋肉腫、神経芽腫、網膜芽腫、肝芽腫その他肝原発悪性腫瘍、腎芽腫その他腎原発悪性腫瘍等）
- 薬理作用
細胞分裂阻害作用
- 使用例
原則として、「エトポシド」を「卵巣癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

78 カルボプラチン（産婦人科4）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
抗悪性腫瘍白金錯化合物（429）
- **成分名**
カルボプラチン【注射薬】
- **主な製品名**
パラプラチン注射液、注射用パラプラチン、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
 - ① 頭頸部癌、肺小細胞癌、睾丸腫瘍、卵巣癌、子宮頸癌、悪性リンパ腫、非小細胞肺癌
 - ② 次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：小児悪性固形腫瘍（神経芽腫・網膜芽腫・肝芽腫・中枢神経系胚細胞腫瘍、再発又は難治性のユーイング肉腫ファミリー腫瘍・腎芽腫）
- **薬理作用**
DNA合成阻害作用
- **使用例**
原則として、「カルボプラチン」を「子宮体癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用が同様と推定される。

79 スルタミシリントシル酸塩水和物（感染症1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
合成ペニシリン製剤（613）

- 成分名
スルタミシリントシル酸塩水和物（トシル酸スルタミシリン）【内服薬】

- 主な製品名
ユナシン錠、ユナシン細粒小児用

- 承認されている効能・効果

＜錠＞

〈適応菌種〉スルバクタム／アンピシリンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、大腸菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌

〈適 応 症〉表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性膿皮症、咽頭・喉頭炎、扁桃炎、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、淋菌感染症、子宮内感染、涙嚢炎、角膜炎（角膜潰瘍を含む）、中耳炎、副鼻腔炎

＜細粒＞

〈適応菌種〉スルバクタム／アンピシリンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、大腸菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌

〈適 応 症〉表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性膿皮症、咽頭・喉頭炎、扁桃炎、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、中耳炎、副鼻腔炎

- 薬理作用
グラム陽性・陰性菌抗菌作用

- 使用例
原則として、「スルタミシリントシル酸塩水和物」を「手術創などの二次感染、顎炎、顎骨周囲蜂巣炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

80 アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム（感染症2）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

β -ラクタマーゼ阻害剤配合抗生物質（613）

○ 成分名

アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム【注射薬】

○ 主な製品名

ユナシンS 静注用、他後発品あり

○ 承認されている効能・効果

＜適応菌種＞

本剤に感性のブドウ球菌属、大腸菌、プロテウス属、インフルエンザ菌

＜適応症＞

肺炎、肺膿瘍、膀胱炎、腹膜炎

○ 薬理作用

グラム陽性・陰性菌抗菌作用

○ 使用例

原則として、「アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム」を「皮膚軟部組織感染症、髄膜炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

81 リファンピシン（感染症3）

《平成19年9月21日新規》

- **標榜薬効（薬効コード）**
抗結核・抗ハンセン病抗生物質（616）
- **成分名**
リファンピシン（RFP）【内服薬】
- **主な製品名**
リマクタンカプセル、リファジンカプセル、他後発品あり
- **承認されている効能・効果**
 - ＜適応菌種＞
本剤に感性の結核菌、らい菌
 - ＜適応症＞
肺結核及びその他の結核症、ハンセン病
- **薬理作用**
結核菌抗菌作用
- **使用例**
原則として、「リファンピシン」を「非結核性抗酸菌症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- **使用例において審査上認める根拠**
薬理作用（細菌のRNA合成阻害による抗菌作用）が同様と推定される。
- **留意事項**
非結核性抗酸菌症においてリファンピシンは、抗菌剤使用ガイドライン（日本感染症学会、日本化学療法学会）の標準的治療法の一つとして掲載されている。

82 スルファメトキサゾール・トリメトプリム（感染症4）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

合成抗菌剤（629）

○ 成分名

スルファメトキサゾール・トリメトプリム（ST合剤）【内服薬】

○ 主な製品名

バクタ顆粒、バクトラミン顆粒、バクタ錠、バクトラミン錠、他後発品あり

○ 承認されている効能・効果

＜適応菌種＞

スルファメトキサゾール／トリメトプリムに感性の腸球菌属、大腸菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフス菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロビデンスシア・レットゲリ、インフルエンザ菌

＜適応症＞

肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、複雑性膀胱炎、腎盂腎炎、感染性腸炎、腸チフス、パラチフス

○ 薬理作用

グラム陰性菌抗菌作用及び葉酸合成阻害作用

○ 使用例

原則として、「スルファメトキサゾール・トリメトプリム」を「ニューモシスチス肺炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用（ニューモシスチスカリニーに対する葉酸合成阻害）が同様と推定される。

83 トレミフェンクエン酸塩（外科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
乳癌治療剤（429）
- 成分名
トレミフェンクエン酸塩（クエン酸トレミフェン）【内服薬】
- 主な製品名
フェアストン錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
閉経後乳癌
- 薬理作用
抗エストロゲン作用
- 使用例
原則として、「トレミフェンクエン酸塩」を「閉経前乳癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

8 4 トロンビン（胸部外科 1）

《平成 1 9 年 9 月 2 1 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
局所用止血剤（3 3 2）
- 成分名
トロンビン【内服薬・外用薬】
- 主な製品名
（経口用トロンビン） 経口用トロンビン細粒、他後発品あり
（外用液） トロンビン液モチダソフトボトル、他後発品あり
（外用末） トロンビン
（経口・外用液） 献血トロンビン経口・外用剤
- 承認されている効能・効果
通常の結果によって止血困難な小血管、毛細血管及び実質臓器からの出血
（例えば、外傷に伴う出血、手術中の出血、骨性出血、膀胱出血、抜歯後の出血、鼻出血及び上部消化管からの出血等）
（※ 経口用トロンビン細粒のみ、上部消化管出血）
- 薬理作用
血液凝固作用
- 使用例
原則として、「トロンビン」を「内視鏡生検時出血」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

85 アセチルコリン塩化物（眼科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
副交感神経興奮剤（123）
- 成分名
アセチルコリン塩化物（塩化アセチルコリン）【注射薬】
- 主な製品名
オビソート注射用、ノイコリンエー
- 承認されている効能・効果
＜オビソート注射用＞
麻酔後の腸管麻痺、消化管機能低下のみられる急性胃拡張、円形脱毛症
＜ノイコリンエー＞
腰痛、肩こり
- 薬理作用
副交感神経興奮作用
- 使用例
原則として、「アセチルコリン塩化物」を「術中の迅速な縮瞳」を目的に
処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

86 アシクロビル④（眼科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗ウイルス剤（625）
- 成分名
アシクロビル【内服薬・注射薬】
- 主な製品名
ゾビラックス顆粒、ゾビラックス錠、ゾビラックス点滴静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
 - <顆粒>
単純疱疹、骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制、帯状疱疹、水痘
 - <錠>
単純疱疹、骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制、帯状疱疹
 - <注射>
単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルスに起因する次の感染症：免疫機能の低下した患者（悪性腫瘍・自己免疫疾患等）に発症した単純疱疹・水痘・帯状疱疹、脳炎・髄膜炎
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、内服用又は注射用の「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス又は水痘・帯状疱疹ウイルス感染症である「角膜ヘルペス、角膜内皮炎、桐沢型ぶどう膜炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

87 フルコナゾール（眼科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
トリアゾール系抗真菌剤（629）
- 成分名
フルコナゾール【注射】
- 主な製品名
ジフルカン静注液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
カンジダ属、クリプトコッカス属及びアスペルギルス属による次の感染症：真菌血症、呼吸器真菌症、消化管真菌症、尿路真菌症、真菌髄膜炎
- 薬理作用
抗真菌作用
- 使用例
原則として、「フルコナゾール」を「真菌性角膜炎、アcantアメーバ角膜炎又は真菌による重篤な眼感染症に対する注射液の局所使用（点眼、結膜下注射、硝子体内注射、眼内灌流）又は全身使用」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

88 ミリモスチム（血液1）

《平成19年9月21日新規》

○ 標榜薬効（薬効コード）

白血球減少症治療、天然M-CSF（339）

○ 成分名

ミリモスチム【注射薬】

○ 主な製品名

ロイコプロール

○ 承認されている効能・効果

- ① 骨髄移植後（同種・同系）の顆粒球数増加促進
- ② 次の疾患並びに状態における顆粒球数増加促進：(1)卵巣癌〔抗悪性腫瘍剤（シクロホスファミド水和物、ドキソルビシン、シスプラチン）を繰り返し投与することにより、顆粒球数 $1000/\text{mm}^3$ （白血球数 $2000/\text{mm}^3$ ）以下が観察された顆粒球減少症〕、(2)急性骨髄性白血病：抗悪性腫瘍剤（シタラビン、エノシタビン）を投与することにより、顆粒球数 $500/\text{mm}^3$ （白血球数 $1000/\text{mm}^3$ ）以下が観察された重度の顆粒球減少症

○ 薬理作用

顆粒球増加作用

○ 使用例

原則として、「ミリモスチム」を「骨髄不全症候群に伴う好中球減少」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

89 ブスルファン（血液2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
アルキル化剤（421）
- 成分名
ブスルファン【内服薬】
- 主な製品名
マブリン散
- 承認されている効能・効果
次の疾患の自覚的並びに他覚的症状の緩解：①慢性骨髄性白血病、②真性多血症
- 薬理作用
造血機能抑制作用
- 使用例
原則として、「ブスルファン」を「造血幹細胞移植前処置」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

90 ヒドロキシカルバミド（血液3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗悪性腫瘍剤（422）
- 成分名
ヒドロキシカルバミド【内服薬】
- 主な製品名
ハイドレアカプセル
- 承認されている効能・効果
慢性骨髄性白血病
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「ヒドロキシカルバミド」を「真性赤血球増多症、本態性血小板血症、慢性骨髄単球性白血病」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

9 1 エノシタビン（血液4）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
抗悪性腫瘍・シタラビン誘導体（422）
- 成分名
エノシタビン【注射薬】
- 主な製品名
注射用サンラビン
- 承認されている効能・効果
急性白血病（慢性白血病の急性転化を含む）
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「エノシタビン」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

9 2 ダウノルビシン塩酸塩（血液5）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（423）
- 成分名
ダウノルビシン塩酸塩（塩酸ダウノルビシン）【内服薬】
- 主な製品名
ダウノマイシン
- 承認されている効能・効果
急性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）
- 薬理作用
DNA合成及びDNA依存RNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「ダウノルビシン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

9.3 イダルビシン塩酸塩（血液6）

《平成19年9月21日新規》

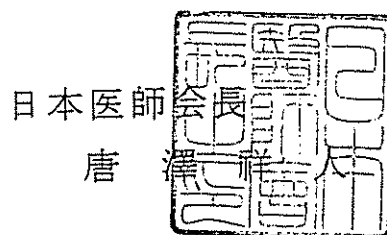
- 標榜薬効（薬効コード）
アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（423）
- 成分名
イダルビシン塩酸塩（塩酸イダルビシン）【注射薬】
- 主な製品名
イダマイシン注
- 承認されている効能・効果
急性骨髄性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「イダルビシン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

9 4 ミトキサントロン塩酸塩（血液7）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）
アントラキノン系抗悪性腫瘍剤（429）
- 成分名
ミトキサントロン塩酸塩（塩酸ミトキサントロン）【注射薬】
- 主な製品名
ノバントロン注
- 承認されている効能・効果
急性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）、悪性リンパ腫、乳癌、肝細胞癌
- 薬理作用
DNA合成阻害作用
- 使用例
原則として、「ミトキサントロン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠
薬理作用が同様と推定される。

都道府県医師会長 殿



レセプトのオンライン請求について

レセプトのオンライン請求につきましては、平成17年12月の政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」、平成18年1月のIT戦略本部の「IT新改革戦略」等において、レセプト請求を平成23年度までに原則オンライン化する政策提言が行われたこと等に端を発し、厚生労働省は、平成18年4月10日付けで「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」、「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて（通知）」、「「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」等の策定について（通知）」を発出しております。

日本医師会は「医療制度改革大綱」がとりまとめられた平成17年11月に、「医療の適切なIT化については日本医師会も賛成し、促進すべきである」と考える。しかし、レセプトのオンライン化については、個人情報保護、費用の問題等をはじめとして解決すべき課題が多く、現時点での義務化は次期尚早である。」との見解を示した経緯があります。

また、平成13年11月の「日医IT化宣言」以来、医療におけるIT化を積極的に推進して参りました。IT化は医療の質の向上と患者の安全性を担保するものでなければならず、IT化を具現化するための周辺整備が解決されないまま本格稼働すれば、医療現場が混乱に陥り、患者と医師の信頼関係が損なわれるだけでなく、医療の安全確保や良質な医療提供にも大きな影響を与える結果となります。

また、IT化によって患者に必要な医療が制限され、治療や回復の中断に繋がってはなりません。

平成18年度において、日本医師会は平成19年4月実施の試行的オンラ

インのみ了解していたところではありますが、厚生労働省は、本会の了解なく、平成24年度までに段階的に実施する旨の省令・通知を発出した経緯があります。

日本医師会として、平成18年6月13日に「健保法等の一部を改正する法律案」が成立した際に、参議院厚生労働委員会で附帯決議として「レセプトのオンライン化については目標年次までの完全実施を確実なものとするよう努めるとともに、これと併せて個別の医療内容・単価の分かる領収証の発行の普及に努めること。」と義務的要件ではなく、努力目標とするように記載させました。

さらに、オンライン化を実施するに当たっては周辺問題を解決し、万全の基盤整備がなされた後に、IT化のための財源措置が講じられるべきと従来から訴えてきたところでもあります。

平成19年4月から試行的オンライン請求が実施されるにあたり、レセプトのオンライン請求につきまして、日本医師会が求めている周辺問題の解決に関する現時点での交渉等の進捗状況を、下記のようにご報告させていただきます。

オンライン請求の段階的实施に向けては、引き続き、周辺問題の解決に努め、地域医療にご尽力いただいている会員の先生方に混乱のなきよう対応していく所存でありますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 特に診療所については、最終的には一律義務化ではなく、希望する会員が実施できるように「手挙げ方式」を前提に対応するよう働きかけている。もちろん、手挙げ方式であっても周辺問題の解決は前提とすることとしている。
- (2) 薬効薬理作用に基づいた医薬品の投与を認めることについては、平成17年4月に都道府県医師会社会保険担当理事ならびに疑義解釈委員会のご協力の下、適応外使用の具体例を収集し、そのデータを厚生労働省に提示して解決を求めている。

厚生労働省から検討を付託された社会保険診療報酬支払基金では、ワーキンググループを設置し、実際の審査状況等を踏まえた上で、当該具体例の選別作業を行った。その結果、薬効薬理作用に基づく適応外使用

は、日本医師会が提示した具体例の1割程度が「容認」と判断される事例であった。

そのうち6例については、その後メーカーが治験等を実施したことで、すでに薬事法の追加承認がなされており、現在、保険診療上使用可能となっていることが判明した。

当該6例を除くものが「第1次事例案」として選定され、今後、支払基金各支部での審査状況等の情報を集めるとともに、審査情報検討委員会で半年かけて検討し、適応外投与が承認される見込みである。

(3) 被保険者証の有効性確認システムの確立については、平成20年度から被保険者証はQRコードを装着する様式が原則となるが、新様式の普及には一定期間を要する模様である。

(4) レセプトコンピュータの統一基準化については、支払基金における受付・事務点検プログラムを公開するよう働きかけている。

(5) レセプトデータの分析等に関する問題について

レセプト自体は保険医療機関が保険者に対して審査支払機関を通じて療養の給付に関する費用の請求を行うために必要なものである。

また、保険者は審査・支払目的のためにレセプトデータを取得するとともに、レセプトについては保存義務がかかっている。

一方、レセプトデータそのものは、個人情報でもあり、患者自身も、個人情報保護法に基づき開示請求等のアクセス権が保障されている。

医療機関も保険者もレセプトデータを正当な目的の下で作成・取得しているものであるが、患者本人にも一定の権利があるため、本会としては、レセプトデータの利用については十分慎重であるべきであり、中立性を担保できる“第三者機関”を設立して学術的な研究・検証を行うべきと主張している。

(6) IT化財源の別途確保については、現時点での明確な財源措置は目途がついていない。継続交渉中である。

(7) 平成23年4月1日から2年間のうちで厚生労働大臣が定める日までの間はオンライン請求でなくてよいこととなっている「平成21年4月1日に現存する病院・診療所・薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであって、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の療養の給付等の請求件数が1,200件以下の医療機関」との条件については、緩和させる方向で交渉中である。

